

分科会 4 「災害時要援護者対策と防災ボランティア活動」

資料

(1)	議事次第	1
(2)	「千葉県柏市災害時要援護者対策」への支援	2
(3)	「大分県災害弱者支援マニュアル」	38
(4)	「避難所運営の心得集『こんな相談が来たらどうしますか? 』」	83.

平成 1 8 年 8 月 2 5 日

分科会4 「災害時要援護者対策と防災ボランティア活動」

議 事 次 第

平成18年8月25日(金) 11:30～15:00

名古屋大学環境総合館(愛知県名古屋市)

1. 見学 - 4階(11:30～12:00)
2. 分科会オリエンテーション(12:00～12:30)
 - 昼食をとりながら進行 -
 - ・ 災害ボランティアとして活動する中で考えられる「災害時要援護者」とその支援関係者について
3. 災害時要援護者の整理(12:30～13:00)
 - ・ 多様な災害時要援護者とその支援関係者の整理
4. 災害弱者支援事業の事例紹介(13:00～13:30)
 - ・ 話題提供1 「千葉県柏市災害時要援護者対策」への支援
上原泰男氏(特定非営利活動法人 東京災害ボランティアネットワーク 事務局長)
 - ・ 話題提供2 「大分県災害弱者支援マニュアル」
村野淳子氏(大分県ボランティア・市民活動センター/大分県社会福祉協議会)
5. 意見交換(13:30～14:30)
 - ・ 防災ボランティアの立場から考えられる「災害時要援護者対策」への支援
 - ・ 支援における課題、解決のためのアプローチ方法などについて
6. 振り返り(14:30～15:00)
 - ・ 今後のロードマップづくり

柏市 災害時要援護者支援策にかかる基本方針

柏市防災福祉 K-Net 支援者向けマニュアル

提供資料は、作成の途中段階であるため、修正箇所に二重線が入っています。

作成：千葉県柏市

提供：上原泰男氏

柏市 災害時要援護者支援策にかかる基本方針

1. 適用範囲

- (1) 平常時、震災直後、復旧・復興時等すべてのステージにかかる支援策を検討する必要があるが、当面は震災直後の救出及び避難に至るまでの支援策の策定、及び日頃から取り組むべき災害時要援護者の自立支援策の検討、災害時要援護者に対する避難所のあり方を重点課題とする。
- (2) 対象者を、市内在住の高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦、外国人とし、市外から流入する買物客等は当面検討対象としない。
- (3) 支援者は、市内で活動する団体、個人等を主体とする。

2. 防災福祉 K-Net(ケイネット)アクションプラン

(注) K-Net(仮称)：KASHIWA NETWORK の略称。支援者と災害時要援護者のネットワークの総称で、支援者と災害時要援護者の登録制度を中核とする。

目標 1：地域の「つながり」を強くして、誰もが安心して暮らせるまちをつくる(災害時要援護者地域支援ネットワークの構築)

日頃の「つながり」「信頼関係」を強化し、高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦、外国人等の災害時要援護者が、災害発生時にも誰かが見守ってくれているという支えあいを実感しながら安心して暮らせるまちをつくる。当面は避難までの支援において緊急性が高い要介護高齢者、身体障害者を優先した支援ネットワークを主体に構築する。

< アクションプラン >

- アクション 1 民生委員、健康づくり推進員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会関係者、国際交流協会、町会・自治会、医師会、消防団、自主防災組織等の「防災福祉 K-Net」構成団体が地域の災害時要援護者の所在を把握する。把握すべき災害時要援護者に関する情報の取扱いは、個人情報保護法やその他関係法令を遵守することとし、柏市災害時要援護者支援検討協議会により、その情報の管理、支援の仕組み等の本制度創設における骨格を成す事項を検討していく。
また、行政や市民及び市民団体等の担うべき役割を明確化する。
- アクション 2 災害発生時にスムーズに支援を行うためには、日頃から災害時要援護者、支援者、行政の間に「つながり」「信頼関係」を構築しておかなければならない(災害時要援護者は、もし避難する必要や支援が必要な場面になっても、信頼する支援者でなければ安心して支援を受け入れない可能性がある)。この「つながり」が防災福祉 K-Net である。
防災福祉 K-Net の支援者はさまざまなイベント等を通じて、日頃から

交流を図るとともに、災害時要援護者とのコミュニケーションも積極的に行う。

特に行政は、本施策を推進するために「柏市地域健康福祉計画」及び「ノーマライゼーションかしわプラン」等に基づく施策を展開しながら、災害時要援護者と支援者との「つながり」や「信頼関係」の構築に努める。

- アクション3 K-Net 構成団体は、能動的な緊急時対応を可能にするため、また改善点把握のため実践的な避難支援訓練を実施し、より実効性のある避難支援体制を構築する。

目標2: 安心して「助けて」と言える関係づくりを支援する(地域社会の「つながり」づくり)

「防災福祉 K-Net」構成団体等での情報管理を基本とするが、情報の管理や更新、開示等の運用ルールについては、市がガイドラインを示し、管理体制を厳重にする。
また、近所の人々にも、災害発生時には可能なかぎり安否確認、救出救護、避難などの支援に手を貸してもらえよう、災害時要援護者に関する情報提供を工夫し、自主防災活動が促進されるように日頃からコンセンサスを醸成していく。

- アクション4 災害時要援護者が安心して支援表明できるよう、「防災福祉 K-Net」構成団体は情報の管理を厳重に行い、情報ネットワークへの信頼性を高める努力をする。

- アクション5 支援者は、必ずしも災害発生直後にも支援できるとは限らない。近所の人々などに、必要なときに助けを求められるように、日頃から近隣との「つながり」「信頼関係」を作っておくことが重要であるが、災害時要援護者の中には、自分の所在を知られたがらない人も多いことに配慮しなければならない。このため、自主防災組織を核にして自主防災リーダーの啓発・育成や災害時要援護者が地域の防災訓練に参加しやすい環境作りを行う。こうした活動を通じて、地域社会と災害時要援護者双方が災害発生時の状況を再認識しながら、双方の立場について理解を深めてもらう工夫をすることも必要である。

目標3: 災害時要援護者自身がより強く前向きに災害を乗り越えられる地域社会を目指す(災害時要援護者の自助努力促進と自立支援)

災害時要援護者が災害に対して必要な知識を身につけ、可能な範囲で自助努力を行うことによって、災害時要援護者のリスクを減らすことが可能となる。日頃から災害時要援護者自身が行うべき自立対策について明らかにし、意識啓発や必要な資機材の提供等を

検討する。

アクション 6 災害時要援護者の自助努力促進のため、災害時要援護者のカテゴリーに応じた自立支援に関する事項ならびに必要な資機材の提供等を紹介した「災害時要援護者自立マニュアル」を策定し、災害時要援護者ならびに支援者への意識啓発を行う。

アクション 7 平常時・緊急時ともに災害時要援護者のニーズに応じた多様なコミュニケーション手段を検討・整備する。具体的には、避難所に専用窓口を設け、ボランティアを迅速に配置できるよう対応体制を見直す他、文字情報、音声情報、コミュニティFMの整備など多様なコミュニケーションルートを構築することである。また、災害時要援護者自身が災害発生時における行政や支援者からのコミュニケーション手段を理解できるような機会を設ける。

目標 4：災害時要援護者に対する避難所・救護所のあり方を検討し、整備、拡充を目指す

災害時要援護者は、避難後の環境により健康面・精神面に影響を受けやすい傾向があるとの教訓から課題を整理する。

災害時要援護者が利用する避難所・救護所は、災害時要援護者のニーズと過去の教訓を勘案し、既存施設の活用を基本として構造、設備、バリアフリー化など多様なあり方を検討する。また、協定等による民間施設の活用についても検討する。

アクション 8 避難所における災害時要援護者に対する対応は、災害時要援護者が避難しやすく、避難生活をしやすい環境を持つ施設をあらかじめ指定するなど、備蓄、医療機能やバリアフリー化等必要な措置が講じられるよう検討する。民間の施設が適している場合には、協定締結等により受け入れ体制を整備する。

目標 5：市の災害対応体制を見直す

災害発生時に福祉関係者、福祉ボランティア等が専門業務に注力し、災害時要援護者が被災後の環境から被る悪影響を最低限に抑え、早期の復旧・自立を実現できる環境を創出するために市の災害対応体制を見直す。

アクション 9 目標 1～4 までの検討・検証を踏まえ、柏市地域防災計画およびその他関連計画・防災関連マニュアル類の修正を行い、災害対応体制の向上に努めるとともに、ノーマライゼーションの実現、日頃の見守り活動の定着を目指す。

アクション 10 災害時要援護者のカテゴリーに応じたきめ細かい救援策を洗い出し、「災害時要援護者救援マニュアル」として整理する。避難所以外の場所にいる災害時要援護者への物資・情報面の救援策も検討する。これらの救援策は、必要に応じて市の災害対応体制に組み込む。

以 上

柏市防災福祉 K - Net 支援者向けマニュアル

2006年3月

柏 市
防災福祉 K - Net

目 次

はじめに（マニュアルの趣旨と目的）	3
．防災福祉K - N e t とは	4
．災害時要援護者とは	7
．災害時要援護者対策の全体像	15
．日頃の備え	16
1．防災福祉K - N e t による地域社会の『つながり』強化	16
（1）支援団体、支援者のK - N e t への登録	16
（2）災害時要援護者のK - N e t への登録	16
（3）避難支援チームの結成と日頃の見守り活動	17
（4）K - N e t 参加者の交流、地域社会での人材育成	17
（5）災害時要援護者自身の自立に向けた取り組み	17
2．自主防災組織等を中心とした『近隣地域のつながり』形成	20
3．情報伝達体制の整備	21
4．避難施設の整備	22
．災害発生時の対応	23
1．自らの身の安全の確保	23
2．K - N e t メンバーを核とする支援体制の確保	24
3．安否確認、救助・避難誘導の実施	24
4．被害状況等の把握	26
5．災害時要援護者への情報の提供	26
6．避難所を中心とした生活支援	27
（1）避難所の環境整備	27
（2）避難所での情報、物資の提供	28
（3）災害時要援護者のニーズへの対応	29
7．生活再建・復興へ向けた支援	29
（1）災害時要援護者向けの総合相談の実施	29
（2）巡回相談の実施	30
（3）在宅サービスの提供	30
（4）住宅の応急修理、建設等	31

はじめに（マニュアルの趣旨と目的）

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災では、電気、ガス、水道をはじめ鉄道や高速道路等の都市機能が壊滅的な損害を受けると共に、木造住宅を中心に家屋の倒壊、大規模な火災の発生により、最大31万人を超える住民が避難所での生活を余儀なくされることになるなど、未曾有の被害をもたらしました。その後も、2004年には新潟県中越地方でマグニチュード6.8の巨大地震が発生するなど、今もなお全国各地で大規模地震の発生、または発生の際の緊切迫性や懸念が高まっています。

特に、大規模災害が発生すると、援護が必要な高齢者や障害者などのいわゆる「災害時要援護者」と言われる方が、数多く犠牲者や被害者になるケースが相次いでおり、これら災害時要援護者への災害発生直後の安否確認や救出活動が迅速に行われなかったことや、被災後の生活等の十分なケアができなかったことなどが大きく問われる結果となっています。

最近では、柏市の位置する南関東地域の直下における大規模地震や、駿河湾沖を中心とした東海地方を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震の発生が懸念されており、**柏本市**としても大きな被害を受けることが予想されています。

このような状況を踏まえて、**柏本市**では、地域防災計画等を通じて各種防災対策に取り組んでいますが、『災害に強い街づくり』のためには、行政（柏市）主体の取り組みのみでは不十分で、自主防災組織、各種障害者団体、関係ボランティア団体、民生委員児童委員などが関与し、様々な地域での人の「つながり」を確保することが不可欠です。こうした中、**柏本市**では特に災害時要援護者の安全を確保方策を確立するべく、災害時要援護者、支援者、行政等の地域社会等の「つながり」を作っていく場として「**柏市**防災福祉K - N e t」の立ち上げを進めていこうと考えています。

本マニュアルでは、各種支援団体、避難支援者等地域住民、行政担当者など、災害時要援護者の支援を行う立場の方を対象に、地域のつながりを作っていく場である「**柏市**防災K - N e t」での活動を核にした『日頃の備え』、及び災害発生時の安否確認、避難誘導から避難所生活、生活再建・復興までの段階を含めた『災害発生時の対応』について、行うべきことをできるだけ具体的にとりまとめています。

このマニュアルをもとに、それぞれの地域・団体で十分話し合いを重ね、災害時要援護者を見守り支援する体制を確立し、いつでも誰でも安心して安全に暮らせる優しい地域づくりを目指していきましょう。

（注）本マニュアルでは、柏市の地域性を踏まえた各種災害の危険性を総合的に判断の上、前提とする災害を「巨大規模地震の発生」として作成していますが、内容については大型台風や豪雨、河川氾濫、土砂災害などにも応用して考えられる部分も多いため、随時各種災害にも応用して活用して下さい。

・防災福祉 K - N e t とは

柏市では、平成 17 年度から全国の災害時要援護者支援に関する事例を調査しました。その結果、災害時要援護者の皆さんの安全確保には、災害時要援護者、支援者、行政、地域社会等の人と組織の「つながり」が不可欠であることが分かりました。「つながり」は、すなわち日頃の信頼関係がなければ、せっかく仕組みがあってもいざというときに機能しないのです。

このため、「柏市災害時要援護者支援検討協議会」には、柏市を始めとして、障害者団体、関係ボランティア団体、民生委員児童委員協議会、国際交流協会、社会福祉協議会、幼稚園協会、赤十字奉仕団、健康づくり推進員連絡協議会、町会・自治会、自主防災組織、消防団、ふるさとづくり協議会等連絡協議会等さまざまな組織・団体が参画しています。

平成 18 年度以降、この検討協議会を土台として、災害時要援護者、支援者、行政、地域社会等の各々が「つながり」を作っていく場として、「柏市防災福祉 K - N e t」を立ち上げ、今後継続的に構成団体を充実させていきます。

防災福祉 K - N e t の基本的な仕組みは次の通りです。

ステップ 1 . 支援団体の登録

~~障害者支援団体、民生委員児童委員協議会、健康づくり推進員連絡協議会、社会福祉協議会、日赤奉仕団等検討協議会、平成 17 年度に~~柏市災害時要援護者支援検討協議会に参画していただいた団体を核に、「柏市防災福祉 K-Net」を設立します。次に「柏市防災福祉 K-Net」構成団体に属するメンバーに同意をいただいた上で、メンバーの情報を「柏市防災福祉 K-Net」における支援者として登録します。これが K-Net 構想の第一歩です。柏市防災福祉 K-Net の支援者は、災害時要援護者の避難支援者候補となるほか、避難所における災害時要援護者のサポートに組織的に関わり、災害時要援護者の生活復興を支援する役割を果たします。

ステップ 2 . 災害時要援護者への呼びかけ

柏市は、平常時の支援者らとともに、災害時要援護者の皆さんに柏市防災福祉 K-Net への参加を呼びかけます。日頃の見守りの他、災害時の安否確認や救出救護、避難支援や避難所でのサポートを受けるためには、災害時要援護者自身の柏市防災福祉 K-Net への理解と協力、つまり、必要な個人情報の提供が必要です。これまでにすでに災害時要援護者の支援者として活躍されている方々には、災害時要援護者が安心して柏市防災福祉 K-Net に手を挙げ

られるように、呼びかけていただきたいと思います。

ステップ3 . 支援者と災害時要援護者による避難支援チームの結成

~~支援者と災害時要援護者による避難支援チームの結成~~ ステップ1及びステップ2の情報をもとに、避難支援が必要な災害時要援護者の方には、お住まいの地域の自主防災組織が主体となり、できるだけ近隣の支援者の方を探し、~~皆さん~~一人ひとり＝人の支援者と調整を図ります。~~もてマツチングします。~~たとえば、高齢者の方にはホームヘルパーやケアマネージャー、視覚障害者の方には誘導等に心得のある専門ボランティア、聴覚障害者の方には手話サークルの方など、~~それぞれ皆さん~~の事情を理解し、かつ、きちんとしたスキルを持っている柏市防災福祉 K-Net のメンバーから併せて支援者を選出します。

支援者は、日頃から声かけや見守り活動を行い、災害時には安否確認や救出救護の手伝い、避難支援を行います。避難支援チームの情報は当事者の他、柏市及び自主防災組織が責任を持って管理します。

ステップ4 . 柏市防災福祉 K - N e t メンバーの交流

柏市防災福祉 K-Net に登録された支援者や災害時要援護者は、日頃からの勉強会や情報交換会、避難訓練等を通して、お互いに「顔の見える」関係づくりを行います。地域にどのような災害時要援護者や支援者がいるのかをすることで、一人ひとり＝人がよりよいまち、よりまとまりがある柏市を作り上げていけるような土壌を ~~K-Net~~ で育みます。柏市防災福祉 K-Net が、ゆくゆくは皆さんの生活の支えや励みになることが柏市の目指す理想像と考えています。~~です。~~

．災害時要援護者とは

柏市地域防災計画上では、災害時要援護者を高齢者、障害者、乳幼児、外国人などの災害時に被災する可能性が高いと言われている方としており、本マニュアルでは、中でも在宅者（施設入所者を除く）を対象としています。~~次のように考えています。~~

在宅者で次の~~これらの条件の~~いずれかに該当すると思われる場合は、柏市防災福祉K-Net の支援対象となります。

災害時要援護者の定義

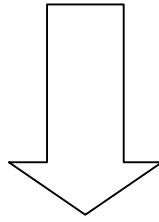
自分の身を守るための適切な防災行動（避難など）をとりにくい人
急激な状況の変化への対応が困難な人
生活する上で、車いす、補聴器などの補装具が必要な人
生活する上で、薬や医療装置が必要な人
情報のやり取りが困難な人、情報の入手や発信が困難な人
理解や判断ができなかったり、時間がかかる人
精神的に不安定になりやすい人
その他、災害時などの異常環境におかれた場合に特別な手助けを必要とする人

具体的には、傷病者、身体障害者、~~知的障害精神薄弱者~~をはじめ日常的には健常者であっても理解能力や判断力をもたない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や、我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分ではない外国人などが挙げられます。

~~—昭和 62 年国土庁防災白書より抜粋—~~

本マニュアルでの具体的対象者の例

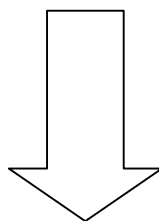
- | | |
|------------------|-----------------|
| ・介護や支援が必要な高齢者 | ・手や足に不自由がある人 |
| ・視覚障害のある人 | ・聴覚障害のある人 |
| ・音声・言語機能障害のある人 | ・知的障害のある人 |
| ・精神障害のある人 | ・内部障害のある人 |
| ・妊産婦 | ・乳幼児とその保護者 |
| ・保育園児・幼稚園児とその保護者 | ・日本語が不自由な外国人 など |



“ **柏市防災福祉 K-Net 利用会員** ”として登録します。

~~みんな~~ **柏市防災福祉** K-Net 利用会員に対して、支援者（**柏市**防災福祉 K - N e t 提供会員）が日頃から声かけや見守り活動を行い、災害時には安否確認や救出救護の手伝い、避難支援を行います。

- ・ 介護や支援が必要な高齢者 → 民生委員児童委員、給食宅配事業者、**柏市日赤奉仕団、ボランティア等**
 - ・ 心身に障害のある人 → 手話・要約筆記・点訳等専門ボランティア、施設関係者 等
 - ・ 乳幼児とその保護者 → 健康づくり推進員、保育ボランティア等
 - ・ 妊産婦 → 健康づくり推進員、家事ボランティア等
 - ・ 日本語が不自由な外国人 → 国際交流協会、通訳ボランティア 等
- 避難支援が必要な利用会員には、地元の自主防災組織、地域住民も支援者になりえます。
- 専門**的な**スキルを有した N P O 法人も支援者になりえます。



“ **柏市防災福祉 K-Net 提供会員** ”として登録

基本的には、**町会や自治会**、自主防災組織**等**が単位で、**柏市防災福祉 K-Net 利用会員と提供会員**が「避難支援チーム」を結成し、災害時の安否確認と避難支援を行います。点訳、通訳、保育ボランティアなど、主に避難所で利用会員の支援に当たる提供会員は、避難支援チームとしてではなく、利用会員が避難する避難所で活動します。

柏市防災福祉 K-Net の支援者となる方々に知っておいていた

だきたいこと

柏市では、**柏市防災福祉 K-Net** の支援者となっていていただく方々には、ご自分がサポートする災害時要援護者の特徴や、支援の留意点等について基本的な知識を持っていたいただきたいと考えています。

本章では、「柏市障害者をむすぶ会」が作成した小冊子「障害者のこと」ならびに「障害者防災アンケート結果及び災害弱者の防災計画への要望」、**柏市聴覚障害者協会及び中途失聴者・難聴者協会、手話サークル「モーグル」手話サークル「かしわの会」**がとりまとめた「聴覚障害者から見た防災上の課題」を参考に、災害時要援護者自身の声を反映して ~~K-Net~~ の支援者に知っておいていただきたい事項をまとめました。

ゆくゆくは、**柏市防災福祉 K-Net** の支援者だけではなく、**柏市民 1 人ひとり**~~4人~~がこれら災害時要援護者の特徴などについて ~~きちんとした~~ **正しい**理解と認識を持ち、あたたく見守ることができるような地域社会の実現が望まれます。防災福祉 K-Net の取り組みは、「災害支援」を切り口としていますが、今後はもっと広がりを持たせ、地域全体で災害時要援護者の支え合いができるようにしたいものです。

1．災害時要援護者の特徴

● 高齢者

ひとり暮らし

- 社会的な役割が減るにしたがって家の中に閉じこもり、地域とのつながりが希薄になって孤立しがちです。
- 体力が衰え、行動機能が低下して、緊急事態の察知や**情報収集**が遅れる場合がありますが、自力で行動できます。

寝たきり

- 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、常時床についており、食事、排泄、入浴、衣類の着脱など日常生活動作に他人の介助が必要です。
- 自力で行動することができず、自分の状況を伝えることが困難です。

認知症

- 正常に発達した知能が何らかの原因により低下し、記憶が抜け落ちたり、徘徊、

幻覚などの症状が現れたりして、日常生活には、**他人の介助が必要を営むことが困難**です。

- 身体障害者—肢体不自由

- 上肢や下肢に機能障害のある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいます。これらの人の中には、細かい作業が困難な人、立ったり歩いたりすることが困難な人、身体にマヒのある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人などがいます。
- 下肢に障害のある人では、段差などがあると一人では進めない人がいます。歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。脊髄を損傷された人では、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。
- 脳性マヒの人の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい人もいます。コミュニケーションを**取**ることが、理解者がそばにいないと困難です。
- 身体を動かすことにハンディキャップがあるため、自分の身体の安全を守ることや、自力で避難することが困難な場合があります。

- 身体障害者 - 視覚障害

- 視力の障害のみにとどまらず視野（見える範囲）、光覚（光を感じる）、色覚（色彩が分かる）等の障害も含まれます。
- 全く見えない人と見えづらい人とがいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなどの人がいます。また、特定の色がわかりにくい人もいます。
- 目からの情報が得にくいと、音声や手で触れることなどにより情報を入手しています。したがって、緊急事態の察知が困難な場合があります。
- 普段は問題なく生活していた場所でも、災害発生時は倒壊や破損により家や避難路などの状況が一変して安全に行動することが難しくなってしまう、その場から動けなくなる場合もあります。
- よく知っている場所以外では、自力で災害に応じた行動が困難な場合があります。
- 白杖を上にながしているのは、SOSのサインです。「何かお手伝いしましょうか」と積極的に声掛け、手助けをしましょう。
- 視覚障害の人に声をかけるときは、正面から声をかけ、肩や手などの身体の一部に触れるようにしましょう。

- 身体障害者 - 聴覚・言語障害

- 全く聞こえない人と聞こえにくい人とがいます。また、補聴器を使用して効果

のある人と効果のない人がいます。さらに、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人とがいます。

- 外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などの視覚により情報を入手しています。
- 生まれたときから聞こえなく、教育環境が十分でない聴覚障害者の場合には文章の理解を苦手とする人もいます。
- 周囲の音から判断することが難しいため、緊急事態を理解することが困難な場合があります。さらにテレビやラジオからの情報を得ることが難しく、災害発生時に適切な行動をとることが困難になり、状況がつかめないまま家の中に閉じこもってしまうこともあります。
- 言語障害の人は、自分の状況を伝えることが難しいため、災害時に助けを求めることが困難になることがあります。

(注) 盲ろう者

全盲で全く聞こえない人、盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者などは、聴覚からの情報も視覚からの情報も制限されるため、その人に合わせた情報提供（触手話・点字・指点字・手書き等）と介助が必要になります。

● 身体障害者 - 内部障害

- 内臓機能の障害であり、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能などの障害です。
- 心臓機能障害では、ペースメーカー等を使用している人もいます。呼吸器機能障害では、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいます。腎臓機能障害では、定期的な人工透析に通院されている人もいます。ぼうこう・直腸機能障害では、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいます。小腸機能障害では、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいます。
- 外見からは、障害があることが分かりませんが、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。災害が発生すると、通院が困難になる場合があり、中には命にかかわることもあります。
- オストメイトの人は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となります。

● 知的障害者

- 発達時期において知的機能の障害が生じたため、日常生活やコミュニケーション

ンなどの適応が困難な状態にある人です。重度の障害のため、常時支援を必要とする人もいます。

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくく、人に尋ねたり自分の意見を言うのが苦手な人もいます。ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいます。
- 一人では理解や判断することが難しく、また急激な環境変化に順応しにくいいため、災害発生時には精神的な**動揺同様**が大きく見られる場合があります。

●精神障害者

- 統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール依存症等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。
- ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多いです。外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している人もいます。精神障害に対する社会の**認識不足無理解**から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多くいます。
- 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があります。多くは、自分で判断し、行動することができます。

●自閉症者

- 生後3ヶ月以内に発症する脳の機能障害が原因と考えられています。話せなかったり、オウム返しだったり、呼びかけられても振り返らないなど、コミュニケーションや対人関係を図ることが困難で、特定の物や行動に強くこだわるなどの行動がみられます。
- 周囲の状況を判断して行動することが困難なため、自ら避難することや、他者の誘いに応じて行動することが難しいことがあります。
- 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、奇声や自傷、飛び跳ねなどの激しい行動（パニック）を起こすことがあります。

●難病患者

- 外見からは、難病患者であることが分からないことがあります。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。
- 医薬品を携帯したり、人工呼吸器の使用などの医療的援助が必要な場合があります。

●乳幼児

- 自ら判断して行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要です。

- 判断能力・適応能力が備わっていないため、災害に対する対応ができません。
- 妊産婦
 - 行動機能が低下していますが、自力で行動することができます。
 - 時期によって医療的なサポートが必要です。
- 外国人
 - 日本語での情報が十分理解できないので緊急の情報が伝わりにくく、適切な避難行動など災害時の対応が遅れてしまうことがあります。
 - 日本のように地震が多発する国はあまりないので、地震が起きますと、非常に不安を感じる人もいます。また、地震を知らない人もいます。

2．支援の際の留意点

● 高齢者

ひとり暮らし

- 「頑固」「意固地」「疑り深い」などの性質を持つことがあり、信頼できる人の呼びかけしか聞き入れない人もいます。日頃から、K-Net の支援者であり、人間的なお付き合いを通して、信頼関係を築くようにしておきましょう。
- 避難時に、災害時には不適切な物を持ち出したがるかもしれません。

寝たきり

- 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、常時床についており、食事、排泄、入浴、衣類の着脱など日常生活動作に他人の介助が必要です。
- 自力で行動することができず、自分の状況を伝えることが困難です。

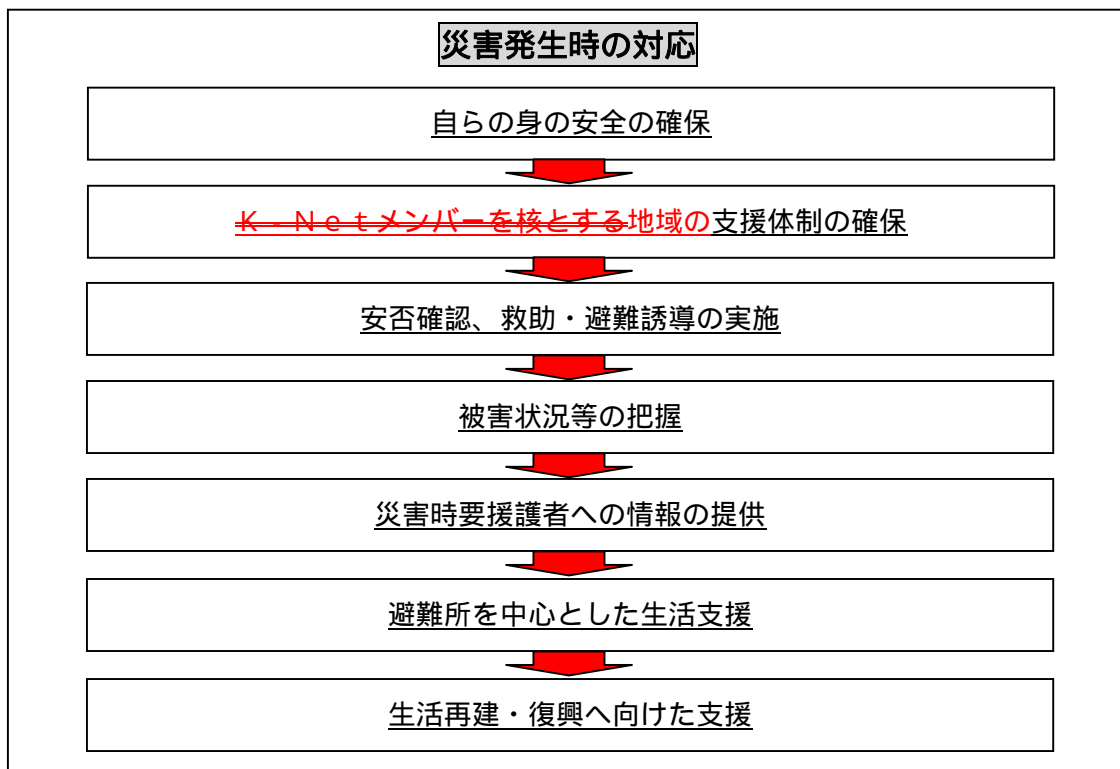
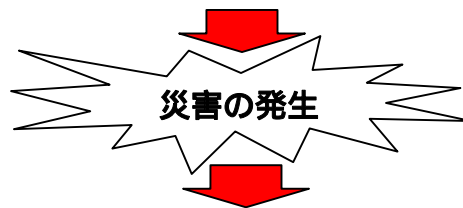
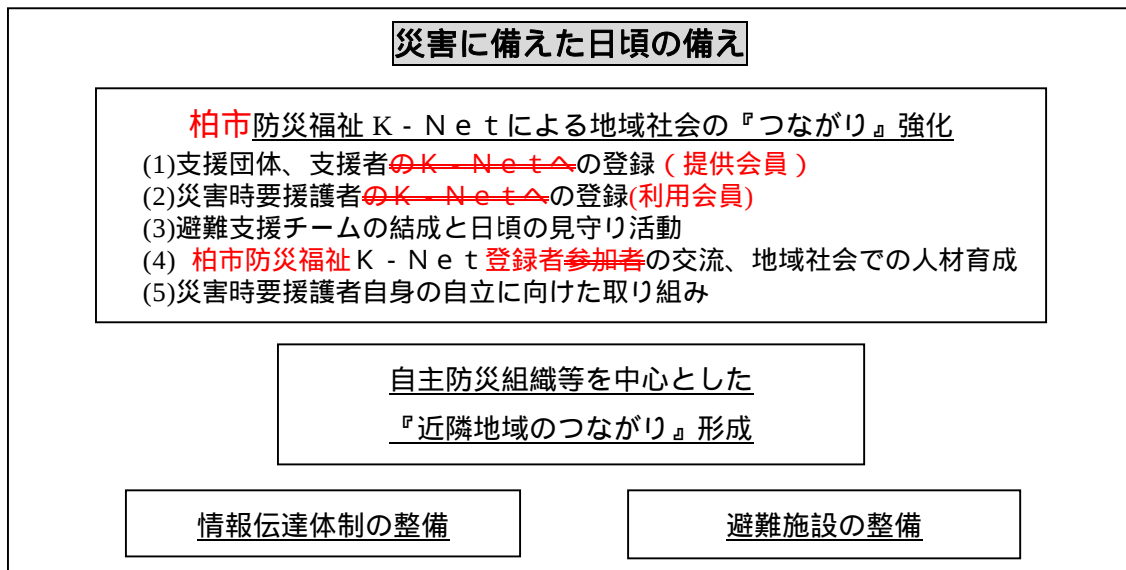
認知症

正常に発達した知能が何らかの原因により低下し、記憶が抜け落ちたり、徘徊、幻覚などの症状が現れた

- 身体障害者 - 肢体不自由
 -
- 身体障害者 - 視覚障害

- 身体障害者 - 聴覚障害
- 身体障害者 - 内部障害
- 知的障害者
- 精神障害者
- 自閉症者
- 難病患者
- 乳幼児
- 妊産婦
- 外国人

・災害時要援護者対策の全体像



．日頃の備え

1．柏市防災福祉K - N e tによる地域社会の『つながり』強化

(1) 支援団体、支援者の~~K - N e t~~への登録

- 防災福祉K - N e tによる地域社会の『つながり』を強化し、災害に強いまちづくりに生かしていくためには、まず数多くの各災害時要援護者支援団体や支援者に、柏市防災福祉K - N e tの趣旨を理解し、頂き、~~K - N e t~~に登録していただく頂き必要があります。
- 支援団体や支援者に関する登録情報は、柏市・保健福祉総務課が一元管理する他、災害時要援護者にも提供されます。各支援団体や支援者においては、この点を事前に同意頂きをいただいた上で、積極的に柏市防災福祉K - N e tに登録するとともに、~~K - N e t~~メンバー提供会員として災害時要援護者の支援活動に参加して下さい。
- 登録を希望する支援団体や支援者は、柏市・保健福祉総務課(電話：7167-1131)にご連絡下さい。
- 登録された支援団体や支援者には、柏市防災福祉K - N e tに登録されている公認団体であることを柏市ホームページや広報紙で掲載したり、災害に関する講習会や防災訓練への参加をその都度、個別にご案内したりすることにより、各支援団体・支援者の活動をサポートします。
- 支援団体や支援者は、支援に必要な講習会や防災訓練に積極的に参加し、支援知識・スキルを向上させるよう努めましょう。

(2) 災害時要援護者の~~K - N e t~~への登録

- 災害発生時に支援を希望する人（災害時要援護者）を、柏市防災福祉K - N e tに登録していただきます頂きます。
- 登録については、柏市ホームページや広報紙等で広く案内する他、町会・自治会や各支援団体・支援者から個別に案内することなどによって、随時、希望者を募っていき行います。
- 当面は、緊急性の高い在宅の要介護高齢者や身体障害者の方を中心しつつも、その他の災害時要援護者についても網羅的に登録対象とします。登録希望者は、柏市・保健福祉総務課(電話：7167-1131)にご連絡下さい。
- なお、乳幼児及び妊産婦のような一時的な要援護者については、保育園・幼稚園等の施設単位や地域単位で把握する方法も検討します。
- 登録された個人情報は、柏市及び柏市防災福祉K - N e t登録メンバー間で共有し、災害時における要援護者支援のための活動のみを目的として使用します。その他の目的では使用しない他、登録情報は柏市及び柏市防災福祉K - N e tにおいて十分な情報漏えい対策を講じ厳正に管理します。この情報の取り扱い

にもご理解頂いた上で、積極的に~~K-Net~~への参加登録を検討、~~照会・登録~~して下さい。

(3) 避難支援チームの結成と日頃の見守り活動

- 登録された各災害時要援護者に対しては、~~を~~災害時に適切に避難支援が行える支援チームをつくります。
- ~~避難支援チームは、~~原則として、災害時要援護者の意向を踏まえ、登録された支援団体や支援者の中から、支援して欲しい団体・人を選定し、災害時要援護者1名に対して支援者2名程度の組み合わせを予定しています。~~その避難支援チームをつくりません。~~
- 支援者は、いざというときに適切な避難支援ができるよう、自らが担当する要援護者と日頃からコミュニケーションを図り、避難時のニーズ（持ち出し用品の確認、災害時要援護者の状態に合わせて必要な避難方法など）を把握しておくとともに、日頃の生活・健康状態について把握するように努めましょう。
- 避難ルートを災害時要援護者の方と一緒に確認するとともに、実際に介助しながら歩いてみるようにしましょう。

(4) K-Net登録参加者の交流、地域社会での人材育成

- 災害発生時に~~柏市~~防災福祉K-Netのネットワークを十分機能させるためには、日頃から~~K-Net~~に登録した災害時要援護者、支援団体・支援者、行政（柏市）の三者がコミュニケーションを図り、お互いに信頼関係を築いておくことが大切です。
- ~~柏市~~防災福祉K-Netでは、災害時における要援護者の救出、避難誘導等を想定した防災訓練の実施や、行政（柏市）や自主防災組織等と連携を図り、~~さらに~~災害時要援護者用の防災資機材・物資の備蓄などを推進していきます。~~柏市~~防災福祉K-Netに登録した災害時要援護者や支援団体・支援者は、~~柏市~~防災福祉K-Netを通じて主催される各種イベントへの参加、また各地域の町会・自治会への参加などを通じて交流を深めるようにして下さい。
- また、各メンバーの地域~~社会~~単位においても活動を広く知らせ、避難支援に必要な資質・知識を持つ人材育成に努めるとともに、~~K-Netメンバーへの~~数多くの方々・団体の参加を呼びかけて下さい。

(5) 災害時要援護者自身の自立に向けた取り組み

- 支援団体・支援者は、災害時要援護者に対して、自立マニュアルや以下の「障害別の必要な備え」に記載の内容をもとに、自らできることから実行するよう働きかけるとともに、準備の手助けをしましょう。

障害別の必要な備え

○寝たきり等高齢者は...

- ・高齢者の寝室は、倒れたり落ちてきたりするものがないような安全な居住空間を確保し、できるだけ避難しやすい場所にしましょう。
- ・寝たきりの高齢者がいる家庭では、非常持出品に紙おむつなどの介護用品を加えておきましょう。
- ・避難時の移動に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）や車いすなどを用意しておきましょう。

○目の不自由な人は...

- ・非常持出袋のある場所はどこかを確認しておきましょう。
- ・手探りをする際に割れたガラスなどで怪我をしないよう、手袋を枕元に用意しておきましょう。
- ・非常持出品の中に、白杖（折りたたみ式）や点字器を入れておきましょう。
- ・すぐに災害情報を得るため、ラジオを身近なところに置きましょう。また予備の電池を用意しておきましょう。
- ・情報を入手したり自分から状況を連絡できるよう、携帯電話などを活用しましょう。

○耳の不自由な人は...

- ・非常持出品の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話ができる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを入れておきましょう。
- ・就寝時に災害が発生した時のために、枕元に補聴器をおきましょう。
- ・情報を入手したり自分から状況を連絡できるよう、文字情報が受信・発信できる携帯電話、ファックスやインターネットメールなどを活用しましょう。
- ・災害時に利用できる「緊急会話カード」をあらかじめ作成しておくことも、まわりの人に支援を求める際に大変役立ちます。

○体の不自由な人は...

- ・杖や歩行器などを使用している人は、いつもこれらを身近においておきましょう。
- ・車いすや歩行補助具が転倒した家具などの下敷きにならないよう、安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。
- ・非常持出品の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換

時や着替えに必要)を用意しておきましょう。

- ・自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひも(おんぶひも)などを用意しておきましょう。
- ・車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備えて、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておきましょう。
- ・車いすはガラスの破片等でパンクの恐れもあるため、パンク修理セットを準備しておくなどの備えをしておきましょう。また、車いす以外でも移動ができる人は、車いすが使用できない時のための必要な用具(杖など)を準備しておきましょう。
- ・電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきましょう。

○病弱者や内部障害などのある人は...

人口透析者の
自立対策？

- ・非常持出品の中に、日頃服用している薬や日頃使用している装具を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や日頃服用している薬のメモなども一緒に入れておきましょう。
- ・ぼうこう、または直腸機能に障害のある人は、ストマ用装具などの関係用品を準備しておきましょう。
- ・ストマ用装具は、メーカー名、品名、サイズを正確にメモし、1次持出品の中に入れておきましょう。
- ・普段服用している薬の名前は必ずメモし常時携帯しておき、災害救助時の医師や看護師に正確に薬名を伝えられるようにしておきましょう。
- ・喉頭摘出をしている人は、気管孔エプロンを準備しておきましょう。また、人口喉頭や携帯用会話補助装置が必要な人は、いつも身近においておきましょう。
- ・呼吸器機能障害の人は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その残量に気をつけておくようにしましょう。

○知的障害や自閉症障害のある人は...

- ・日頃服用している薬があれば、非常持出品の中に入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒にいれておきましょう。
- ・自宅住所や連絡先の書かれた身分証や防災カードなどを携帯しましょう。
- ・災害発生時に家族などからの連絡がとれるよう、携帯電話などを活用しましょう。

○精神障害のある人は...

- ・非常持出品の中に、日頃服用している薬を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒にいれておきましょう。
- ・家族などにも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいましょう。

○乳幼児のいる人は...

- ・非常持出品の中に、紙おむつ、ウェットティッシュ（風呂にいれられないときに身体をふいてあげられます）、粉ミルク、ミネラルウォーターなどを入れておきましょう。

2. 自主防災組織等を中心とした『近隣地域のつながり』形成

- 大規模な災害が発生した際には、**柏市**防災福祉K - N e t 登録の各支援団体・支援者による支援が災害発生直後から迅速に行えるとは限りません。従って、「自らの街は自ら守る」との視点で、自主防災組織を中心に、民生委員児童委員との連携等を図りつつ、近隣地域単位で**柏市防災福祉K - N e t**登録の支援団体・支援者と一体となった、要援護者の見守り体制をつくりあげることも大切です。
- 自主防災組織では、市から本人の了解・同意を得た上で提供される**以下のような情報**の**他にもをもとにしつつ**、自主的に各地区に居住する災害時要援護者の把握に努めましょう。

把握している担当部門	各担当部門が保有する情報源	把握対象
住民登録担当部門	住民基本台帳	高齢者・乳幼児
	外国人登録	外国人
福祉担当部門	身体障害者手帳交付状況台帳 身体障害者更正指導台帳	身体障害者
	ホームヘルプサービス事業 老人デイサービス事業 見舞品贈呈	要介護高齢者・独居老人・ 寝たきり老人等
	療育手帳交付台帳	知的障害者
保健担当部門	老人保健の訪問指導	40歳以上で家庭において 寝たきりの方・痴呆性老人 等
	精神障害者保健福祉手帳 通院医療費の公費負担	精神障害者
	難病患者等居住生活支援事業	難病患者
保険担当部門	診療報酬明細書	入院患者・老人保健施設入 所者・訪問看護ステーション 利用者・人工透析患者等

- なお、情報の管理にあたっては、個人情報保護の観点から、必要最低限の限られた範囲内の人で共有するなど、十分な漏洩対策への配慮も必要です。

- 把握された災害時要援護者に対しては、日頃からコミュニケーションを十分とり、災害時のニーズや健康状態などの把握、防災意識の向上や自立への支援に努めるようにしましょう。
- 自主防災組織のリーダーやメンバーは、**柏市防災福祉 K - N e t** や市が主催する研修会や防災訓練などのイベントに積極的に参加し、災害時要援護者支援策への理解を深めて下さい。

3．情報伝達体制の整備

- ~~各支援団体は~~行政（柏市）は、**各支援団体**と協力しながら、各災害時要援護者がもつハンディキャップに応じて、以下のような情報伝達の仕組みつくりを**検討していきますに工夫するようにします。**

聴覚障害者に対する情報伝達

- ・ F A X / メール / 緊急カードなどによる文字での伝達や、ライトを使った注意喚起などの仕組みを検討します。
- ・ F A X、メール等を活用する場合には、停電時を想定して併せて無停電電源装置等も整備すると良いでしょう。
- ・ 併せて、災害時に備え、日頃から手話協力者の確保に努めます。

外国人に対する情報伝達

- ・ 外国人が理解できる多様な言語で情報を伝達できるよう努めます。
- ・ 建物内の避難経路や避難場所等の標識を外国語併記にすることを行政（柏市）と連携して推進します。
- ・ 併せて、災害時に備え、日頃から通訳・翻訳協力者の確保に努めます。

高齢者等に対する情報伝達

- ・ 防災行政無線の戸別受信機の設置を促進するとともに、高齢者・障害者の単身世帯や高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等には緊急通報装置（ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報する装置）の設置を推進します。

入院・入所者に対する情報伝達

- ・ 病院や施設に入院・入所している災害時要援護者に対しては、各病院や施設の職員を介した情報伝達を確実にするため、これら各機関での地域防災無線（防災関係機関間で相互に通信を行う装置）の設置を推進します。

その他災害時要援護者全般に対する情報伝達

- ・ 災害時要援護者の家庭を直接訪問して、避難情報等の伝達や避難所までの同行・介助等の方法を相互に確認しておきます。

対象者		主な検討する情報伝達手段
高 齢 者		緊急通報装置、戸別受信機、メール、ＴＶ・ラジオ利用
身体障害者	聴覚障害者	ＴＶ利用（手話放送及び字幕放送）、メール、ＦＡＸ利用
	その他	緊急通報装置、戸別受信機、メール、ＴＶ・ラジオ利用
精神障害者・知的障害者		防災行政無線広報、家庭訪問、メール
在宅療養者		緊急通報装置、戸別受信機、ＴＶ・ラジオ利用
入院・入所者		防災行政無線広報、地域防災無線
外 国 人		避難場所案内標識の外国語併記、通訳・翻訳者
そ の 他		防災行政無線広報、避難場所案内標識

- 自主防災組織は、民生委員児童委員等と協力し、災害時に、実際に避難所及び災害時要援護者に災害情報が迅速に伝えられるよう、予め緊急連絡の方法を確認しておくようにしましょう。
- なお、支援者には統一目印（蛍光のワッペン、パーカー等）を作成・配備することにより、災害時要援護者本人が、支援団体や支援者に声をかけやすい環境づくりに心掛けましょう。

4. 避難施設の整備

- 行政（柏市）は、各支援団体と協力しながら、避難施設の整備を検討していきます。

避難所となる小中学校等の各施設は、耐震・耐火性を強化するとともに、出入口の段差解消、通路の確保、障害者用トイレの設置など、バリアフリー化を推進します~~に向けて働きかけましょう。~~

各避難所には、ラジオ、ＴＶ、筆談用の紙や筆記用具を準備しておきます。また、補聴器やＦＡＸ、文字放送対応のＴＶなども確保するよう努めます。

災害時要援護者に対しては、避難所での居住空間を区別するなどの配慮をし、特に車椅子使用者や視覚障害者は、奥まったところでの動きが取りにくい状況にあるため、相応の空間が確保できるような避難所の運営体制づくりに努めましょう。

外国人のための通訳・翻訳協力者や、聴覚障害者のための手話・筆記通訳者の確保、また視覚障害者のための受信用設備、情報通信機器の整備などに努めま~~す~~~~しょう。~~

災害時要援護者に対する専用の避難所・救護所を確保するため、既存の保育施設・福祉施設を２次避難所（保育施設は乳幼児とその保護者用、福祉施設は高齢者や障害者用）として指定~~する~~~~していくことを検討します。~~~~よう、働きかけま~~~~しょう。~~

．災害発生時の対応

1．自らの身の安全の確保

地震発生時の安全確保

- まずは自分の身の安全を守り、災害を拡大させないための行動を考えましょう。
- 普段から、もしもの時に家の中でどこが安全か、考えておきましょう。
- 目や体の不自由な人（移動が困難な人）で、机やテーブルの下に隠れることが困難な場合は、布団の下にもぐったり、座布団やクッションなどで頭を守るようにしましょう。これら災害時要援護者が、家族や支援者と一緒のときは、まわりの人が丈夫な机やテーブルの下に移動させましょう。

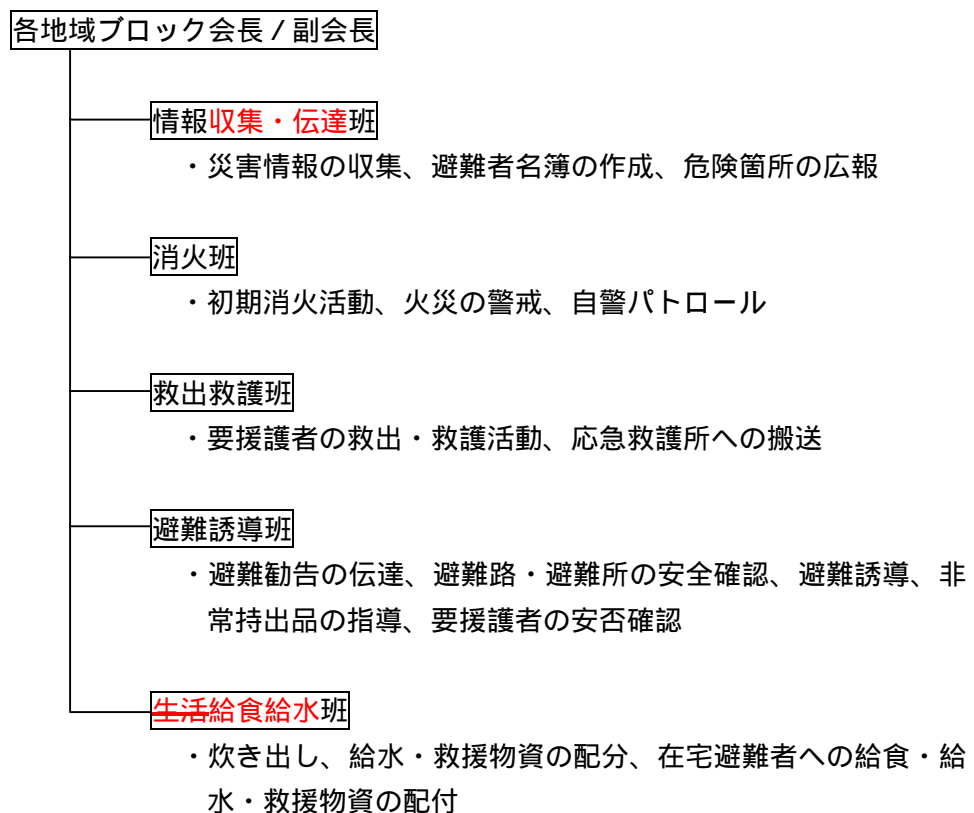
最初の大きな揺れが収まったら ～避難前にすること～

- すぐにあわてて外に飛び出すと危険です。周りの状況をみて落ち着いて行動しましょう。
- 火の始末を確実に行いましょう。（ガスの元栓を閉めることも忘れずに）
- 揺れによるひずみで扉などが開かなくなることを避けるため、出入口の扉や窓などを開け、逃げ場を確保しましょう。
- 電力が復旧した際の漏電による火災を防ぐため、避難前に必ずブレーカーを落としましょう。
- 家を出る前に、家の外の分かりやすいところに、家族の安否情報や避難場所などを記載した張り紙を貼りましょう。
- 倒壊した家に閉じ込められたり、家具などに挟まれて動けなくなったりした際には、笛やブザーを準備していれば積極的に活用して助けを呼びましょう。

2. 柏市防災福祉K - N e tメンバーを核とする支援体制の確保

- 大規模な災害発生時には、柏市災害対策本部が設置されますが、特に災害時要援護者への支援を確実にを行うため、各地域毎に柏市防災福祉K - N e t登録の支援団体・支援者を核に、自主防災組織や民生委員児童委員等と連携しながら~~なども巻き込んだ~~支援体制を早期につくります。
- 予め、各地域毎に、支援メンバーが集まる場所を決めておくとい良いでしょう。
- また、以下のような主な役割分担を予め決めておく、災害時にも迅速・的確な対応ができます。各班の担当者は、各役割に沿って、日頃から必要な知識の習得や地域の危険箇所の確認・改善に努めましょう。

【各地域毎の支援班構成の例】



3. 安否確認、救助・避難誘導の実施

- 行政（柏市）や消防、警察等による支援体制が整うまでには、一定の時間を要します。従って、災害発生直後の災害時要援護者の安否確認、救助及び避難誘導は、地域住民の方々の協力によって対応することが必要となります。
- 自主防災組織は、予め行政（柏市）と連携して把握しておいた災害時要援護者の所在情報をもとに、民生委員児童委員や町会と連携しつつ、災害時要援護者の見回りと安否確認を行って下さい。
- 救助及び避難が必要な場合は、迅速に災害時要援護者を救助し、避難所に避難

誘導します。特に、『避難準備（要援護者避難）情報』『避難勧告』『避難指示』が出されている場合は、直ちに避難誘導を行って下さい。

- 状況が把握できない災害時要援護者については、救助の応援や場合によっては消防・警察に救助を依頼するなどの措置を講じます。併せて、消防や警察から、災害時要援護者の救出や救護の状況に関する情報を収集しましょう。
- なお、災害時要援護者の救助・避難誘導に際しては、主に以下のような点に配慮するようにして下さい。

【救助・避難誘導時の配慮事項】

対象者	配慮事項
寝たきり高齢者	○ 車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ○ 移動用具が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	○ 白杖等を確保する。 ○ 日常生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障害者 言語障害者	○ 手話や筆談（筆記用具を用意しておく）によって、状況説明を行いながら、避難所へ誘導する。
肢体不自由者	○ 自力で避難することが困難な場合、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ○ 移動用具が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者	○ 常時使用している医療機材を確保する他、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ○ 移動用具が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障害者 精神障害者	○ 災害の状況や避難所の位置などを分かりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ○ 動揺している場合には、気持ちを落ち着かせるよう努める。
乳幼児とその家族 外国人	○ 災害の状況や避難所の位置などを分かりやすく説明するとともに、自力で避難することが困難な場合には適切に誘導する。

- 災害時要援護者の安否確認を行い、避難所に誘導する前には、次のことについても確認しましょう。

- その家にいる他の人が無事であるかの確認をしましょう。
- 火の始末、ガスの元栓を閉めているかなど、火の元の確認をしましょう。
- 電気のブレーカーを落としているか確認をしましょう。
- 貴重品や薬、必要な装具など、非常時の持出品が揃っているかの確認をしましょう。
- 家を出る際、**避難状況を伝えるなどの**張り紙ができていないか確認しましょう。

4．被害状況等の把握

- 自主防災組織やその他各支援団体・支援者は、各災害時要援護者の負傷状況、健康状態、避難場所、その他避難・生活にあたって必要な物資等のニーズについて、可能な範囲で詳しく把握するよう努めて下さい。
- 自主防災組織やその他各支援団体・支援者が把握した、災害時要援護者に関する被害情報は、防災福祉K - N e t 登録のメンバー間で必要な範囲内で共有するよう努めましょう。
- また、市災害対策本部の災害時要援護者支援担当でも、市内の被害状況を一元把握・管理しますので、各地域の災害時要援護者の被害状況を市に報告して下さい。

5．災害時要援護者への情報の提供

- 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは、特に災害時要援護者を中心とする被災者の不安感を一層高めることとなります。自主防災組織やその他各支援団体・支援者は、正確な情報を迅速に提供するよう努めて下さい。
- 車いすや紙おむつなどの生活用品を必要とする災害時要援護者に対しては、市災害対策本部や消防・警察からの情報をもとに、特にどこに行けば、どのような物資が入手できるか、を災害発生後早い時期に情報提供するようにして下さい。

【災害時要援護者に提供する主な情報例】

- | | | |
|--------------------------|--------------|-------------|
| ○ 避難所の場所 | ○ 避難所への安全な経路 | ○ 家族の安否 |
| ○ 食料品、生活用品などの物資の入手方法 | | ○ 相談窓口 |
| ○ 保健、福祉サービス等の生活支援情報 | | ○ 診療可能な医療機関 |
| ○ 罹災証明・応急仮設住宅の申し込みに関すること | | |

- 災害時要援護者が情報から孤立しないよう、情報提供に際しては、災害時要援護者の様態態様に応じた多様な情報提供手段の活用を図りましょう。

【災害時要援護者への情報提供の際の配慮事項】

対象者	配慮事項
視覚障害者	○ 分かりやすい口調で伝える。 ○ 音声情報で複数回繰り返す。 ○ 拡大文字による情報提供を行う。 ○ 点字による情報提供に努める。 ○ 盲ろう通訳・介助員を避難所等に派遣する。
聴覚障害者	○ 文字や絵を組み合わせで情報を伝える。 ○ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ○ 掲示板、FAX、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置するよう努める。
知的障害者 精神障害者	○ 具体的に、分かりやすく情報を伝える。 ○ 絵、図、文字などを組み合わせで、理解しやすい方法で情報を伝える。 ○ 精神的に不安定になる場合があることに配慮する。
外国人	○ 通訳ボランティアなどの協力を得ながら多言語で情報を伝える。 ○ 絵、図、文字などを組み合わせで、理解しやすい方法で情報を伝える。

6. 避難所を中心とした生活支援

(1) 避難所の環境整備

- 避難所においては、災害時要援護者が過ごしやすい環境をつくるため、行政（柏市）と連携して避難所の環境整備に努めて下さい。
- バリアフリー化に努め、段差解消のためスロープ等を設けるなど、通路や廊下の安全確保を図る。
 - 暑さ寒さ対策を講じる。
 - カーテンや間仕切り等により、プライバシーの確保に配慮する。
 - 障害者向けのトイレ、ポータブルトイレ等の確保を図る。
 - 介護ボランティア等の配置に努める。

【対象者別の避難所運営における配慮事項】

対象者	配慮事項
-----	------

高齢者	○ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいため、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ○ 痴呆性高齢者は、急激な環境変化で精神症状や問題行動が出やすく、痴呆も進行しやすいため、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ○ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○ おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。
視覚障害者	○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障害者 言語障害者	○ 伝達事項は紙に書いて知らせる。 ○ 手話通訳者、要約筆記者等を確保する。
肢体不自由者	○ 車いすが通れる通路を確保する。
内部障害者	○ 医療機関等の協力により巡回診察を行う他、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
知的障害者	○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるため、気持ちを落ち着かせるよう努める。
精神障害者	○ 孤立することがないように、知人や仲間と一緒に生活できるように配慮する。
乳幼児とその家族	○ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ○ 退行現象、夜泣き、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定を図れるよう配慮する。 ○ 乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。
外国人	○ 通訳ボランティアを十分確保する。 ○ 掲示物については、可能な限り図やイラストを使って、分かりやすい表示に努める。

(2) 避難所での情報、物資の提供

- 物資の供給場所や供給方法の連絡などの避難所内部での情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やビラ等文字による情報提供も実施し、災害時要援護者に情報が伝わらないことのないよう十分配慮します。

- 自主防災組織やその他支援団体・支援者は、生活支援ボランティアや地域の協力者と共同して、ニーズに基づき速やかに備蓄場所から応急物資等を調達し、必要な物資等を災害時要援護者に配給して下さい。
- 特に乳幼児に対しては粉ミルクや離乳食、高齢者等には温かい食事ややわらかい食事、内部障害者には病態に応じた食事など、要援護者の状態に応じた食事を提供するように努めましょう。

(3) 災害時要援護者のニーズへの対応

- 特に避難生活を送っている災害時要援護者の実態とニーズを早急に把握するため、以下のような事項を含めた災害時要援護者の実態調査を実施し、必要に応じ行政（柏市）や避難所の運営担当へ支援要請を行いましょう。

【主な確認項目】

- 生活に必要な食料品、水、介護用品、生活用品などの物資について
- 保健・医療・福祉サービスなどの生活支援の必要性について
- 罹災証明の発行手続きの必要性、応急仮設住宅の申し込み希望、空きのある公営住宅の申し込み希望について
- 災害によるショック等、精神的不安定状況について など

- 実態調査結果は、各自主防災組織やその他支援団体・支援者でも共有し、巡回相談に役立てるようにしましょう。
- なお、一般避難所での生活に限界があり、特別な支援を必要とする災害時要援護者は、市災害対策本部が開設する災害時要援護者用の2次避難所や医療機関などに案内・誘導・搬送して下さい。

7. 生活再建・復興へ向けた支援

(1) 災害時要援護者向けの総合相談の実施

- 各自主防災組織やその他支援団体・支援者は、災害時要援護者向けの相談を行うため、各地区毎に窓口・担当者を設置して、災害時要援護者からの各種相談にあたりましょう。

（注）柏市災害対策本部内にも、災害時要援護者用の総合相談窓口を設置しますので、こちらも積極的に活用するようにして下さい。

- 相談窓口では、在宅、及び避難生活中の災害時要援護者を対象に、総合的な福祉、健康相談等を行います。なお、住宅や医療相談（人工透析等を必要とする被災者や難病患者等に関する専門的な相談等）については、行政（柏市）の総合相談窓口を活用して下さい。
- 相談窓口には、FAXやインターネット接続のあるパソコン等の必要機材を用

意し、災害時要援護者の多様な相談に対応できる体制を整えるようにしましょう。

- 聴覚障害者や日本語が理解できない外国人等への相談サービスとして、相談窓口の要員は、手話・筆記通訳者、多言語による外国語通訳・翻訳者など専門ボランティアの中から人も人選して、常時窓口配置すると良いでしょう。

(2) 巡回相談の実施

- 特に避難生活をしている災害時要援護者へのニーズに適切に対応するため、行政（柏市）が中心に、必要に応じてケースワーカー、ホームヘルパー、保健婦等による「巡回相談チーム」を組成、避難所を中心に巡回相談を行います。各支援団体や支援者は積極的に参加・協力して下さい。
- 在宅の災害時要援護者に対しても、自主防災組織や民生委員児童委員等からの報告に基づき、巡回相談チームが巡回相談を行います。
- 巡回相談に際しては、災害時要援護者の個別特性を踏まえ、手話・筆記通訳者、多言語による外国語通訳・翻訳者など専門ボランティアの中から人も人選、協力を要請して行います。

(3) 在宅サービスの提供

- 巡回相談チームによる調査と詳細ニーズの把握内容に基づいて、順次以下の在宅サービスを実施します。各支援団体や支援者は積極的に参加・協力して下さい。

ホームヘルプサービス

- ・ヘルパーの安否及び活動の可否について確認、人材の確保を図ります。
- ・継続世帯への派遣を早期に再開するとともに、巡回相談に基づいて新たに援護を必要とする世帯に対してヘルパーの派遣を行います。

給食サービス・入浴サービス

- ・継続世帯へのサービスの提供を早期に再開するとともに、巡回相談による新たな需要に対してサービスの提供を行います。

訪問指導

- ・在宅、避難所等での療養上、保健指導が必要な方に対し、市の専門部門（保健衛生部門）と連携して必要な訪問指導を行います。

補装具・日常生活用具の給付

- ・巡回相談チームによる相談等を通じて、補装具や日常生活用具の種類、量を把握し、その確保に努めます。

ガイドヘルパーの派遣

- ・活動可能なガイドヘルパーを確保し、外出が困難な重度の障害者に対して、速やかにヘルパーの派遣を行います。

(4) 住宅の応急修理、建設等

- 住宅の一部が損壊又は焼失したため避難している災害時要援護者については、優先的に住宅の損壊状況の調査を行い、被害状況に応じて以下のような措置を講じますので、その旨行政（柏市）に要請して下さい。
 - 危険度判定の結果、修理により日常生活が可能であれば、住宅の応急修理を行います。
 - 住宅やその周辺に土砂やがれきなどがあり、日常生活に著しく障害を及ぼしている場合には、その除去を行います。
 - 危険度判定の結果、もとの住宅に居住することができない災害時要援護者については、応急仮設住宅や災害公営住宅への入居を可能な限り優先的に斡旋します。

以上

災害弱者支援マニュアル

作成：大分県 大分県社会福祉協議会

提供：村野淳子氏

だれもが住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるために

災害弱者支援マニュアル

地域のネットワーク

事前の備え



早めの避難行動



災害弱者支援マニュアルの策定にあたって

災害は、私たちの予想もしないうちに襲ってきます。その時、私たちは、少ない情報やその場の判断などで、身体や生命の安全を守らなければなりません。

特に、高齢者や障害者など災害弱者（災害時要援護者）は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時にはより被害を受けやすくなります。

過疎と高齢化が進んでいる地域においては一層厳しい状況にあり、それぞれの地域において災害弱者の支援体制を確立することが急がれます。

また、大きな災害のときは、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、すぐには消防や警察などの救援が受けられない可能性があります。

そんなときに頼りになるのは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで住民自身が自発的につくる自主防災組織です。

災害弱者の安全を守るために、日頃から地域において災害弱者と支援者が交流して信頼関係を築き、災害弱者の所在や状況を把握し、災害弱者の立場から防災環境を確認しておくことが大切です。

このマニュアルでは、地域で助け合う体制をどのように作っていけばよいか、また、地域で暮らす災害弱者自身がどのように行動したらよいか、そして災害弱者が必要としている手助けをどう行えばよいかなどをできるだけ具体的に示しました。

このマニュアルをもとに、それぞれの地域において十分に話し合いを重ね、災害弱者を見守り支援する体制を確立し、いざという時のために備えましょう。

こうした災害弱者を支える体制づくりは、いつでも誰でも安心して安全に暮らせる地域づくりにつながるものと考えます。

目次

マニュアルの活用方法	2
災害弱者とは	2
災害弱者の特徴	3
日頃の備え	
家庭でできる災害への備え	
■すべての人に共通すること	8
■災害弱者が自らできること	13
■まわりの人ができること	17
地域でできる災害への備え	
■すべての人に共通すること	20
■災害弱者が自らできること	20
■まわりの人ができること	21
■自治会(自主防災組織)ができること	22
社会福祉協議会の役割	24
災害発生時の行動	
地震の際の安全確保	
■すべての人に共通すること	26
■災害弱者が自らできること	28
■まわりの人ができること	28
水害の際の安全確保	
■すべての人に共通すること	29
■災害弱者が自らできること	29
■まわりの人ができること	29
避難行動(安否確認と避難場所への誘導)	
■すべての人に共通すること	31
■災害弱者が自らできること	31
■まわりの人ができること	33
避難場所での行動	
■すべての人に共通すること	34
■災害弱者が自らできること	35
■まわりの人ができること	35
防災カード様式例	39
災害弱者台帳様式例	40
チェックリスト	41

マニュアルの活用方法

- この支援マニュアルは、災害発生前、災害発生時、避難場所のそれぞれの場面において、
(1)すべての人に共通すること、(2)災害弱者が自らできること、(3)まわりの人にできること、を具体的に示しています。
- 支援体制づくりは、自治会（自主防災組織）が中心となって、行政や普段災害弱者と接している人（民生委員児童委員、ケアマネジャー、ボランティアなど）と協力しながらすすめていく必要があります。
- 災害弱者への支援体制づくりの実施に当たっては、このマニュアルを参考とし、災害弱者に対する支援の方法を理解し、地域において話し合いを重ねていきましょう。

災害弱者とは

災害発生時には、迅速な情報収集や安全な避難行動が求められますが、日常的に支援を受けている人や避難行動等に困難が生じる人など、自力での迅速な避難が困難な方がいます。このような方を災害弱者といい、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要になります。

また、日常生活においては支障ありませんが、災害発生時に支援が必要であると想定される乳幼児、妊産婦、さらに外国人などの方も災害弱者に含まれます。

〔例えば〕

- 移動が困難な人
- 車いす、補聴器などの補装具を必要とする人
- 情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- 急激な状況の変化に対応が困難な人
- 薬や医療装置、装具が常に必要な人
- 精神的に不安定になりやすい人

「災害弱者」という表現について

最近では「災害弱者」を表す言葉として、「災害時要援護者」という表現が使われるようになってきました。この2つの言葉の意味の違いはありませんが、このマニュアルでは、一般の方々にもイメージしやすい言葉として比較的浸透している「災害弱者」という表現を用いています。

災害弱者の特徴

高齢者

ひとり暮らし

- 社会的な役割が減るにしたがって家の中に閉じこもり、地域とのつながりが希薄になって孤立しがちです。
- 体力が衰え、行動機能が低下して、緊急事態の察知が遅れる場合がありますが、自力で行動できます。

寝たきり

- 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、常時床についており、食事、排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活動作に他人の介助が必要です。
- 自力で行動することができず、自分の状況を伝えることが困難です。

認知症

- 正常に発達した知能が何らかの原因により低下し、記憶が抜け落ちたり、徘徊、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活を営むことが困難です。

身体障害者

肢体不自由

- 上肢や下肢に機能障害のある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいます。これらの人の中には、細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、身体にマヒのある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人などがいます。
- 下肢に障害のある人では、段差などがあると一人では進めない人がいます。歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。脊髄を損傷された人では、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。脳性マヒの人の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるにくい人もいます。
- 身体を動かすことにハンディキャップがあるため、自分の身体の安全を守ることや、自力で避難することが困難な場合があります。

視覚障害

- 視力の障害のみにとどまらず視野（見える範囲）、光覚（光を感じる）、色覚（色彩が分かる）等の障害も含まれます。
- 全く見えない人と見えづらい人とがいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなどの人がいます。また、特定の色がわかりにくい人もいます。
- 目からの情報が得にくいため、音声や手で触れることなどにより情報を入手しています。したがって、緊急事態の察知が不可能な場合があります。
- 普段は問題なく生活していた場所でも、災害発生時は倒壊や破損により家や避難路などの状況が一変して安全に行動することが難しくなってしまう、その場から動けなくなる場合もあります。
- よく知っている場所以外では、自力で災害に応じた行動が困難な場合があります。
- 白杖を上にあげているのは、SOSのサインです。「何かお手伝いしましょうか。」と声をかけをし、手助けをしましょう。
- 視覚障害の人に声をかけるときは、正面から声をかけ、肩や手などの体の一部に触れるようにしましょう。視覚障害の人は、誰に声をかけているのか分からないからです。



聴覚・言語障害

- 全く聞こえない人と聞こえにくい人とがいます。また、補聴器を使用して効果のある人と効果のない人がいます。さらに、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人とがいます。
- 外見からは聞こえないことが分かりにくいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などの視覚により情報を入手しています。

- 生まれた時から聞こえなく、教育環境が十分でない聴覚障害者の場合には文章の理解を苦手とする人もいます。
- 周囲の音から判断することが難しいので、緊急事態を理解することが困難になることがあります。さらにテレビやラジオからの情報を得ることが難しく、災害発生時に適切な行動をとることが困難になり、状況がつかめないまま家の中に閉じこもってしまうこともあります。
- 言語障害の人は、自分の状況を伝えることが難しいため、災害時に助けを求めることが困難になることがあります。



盲ろう者

- 全盲で全く聞こえない人や盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者の人がいます。
- 聴覚からの情報も視覚からの情報も制限されますので、その人に合わせた情報提供（触手話・点字・指点字・手書き等）と介助が必要になります。

内部障害

- 内臓機能の障害であり、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能などの障害です。
- 心臓機能障害では、ペースメーカー等を使用している人もいます。呼吸器機能障害では、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいます。腎臓機能障害では、定期的な人工透析に通院されている人もいます。ぼうこう・直腸機能障害では、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいます。小腸機能障害では、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいます。

- 外見からは、障害があることが分かりません。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。災害が発生すると通院が困難になる場合があります、それによって命にかかわることもあります。
- オストメイトの人は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となります。



オストメイト用トイレ

知的障害者

- 発達時期において知的機能の障害が生じたため、日常生活やコミュニケーションなどの適応が困難な状態にある人です。重度の障害のため、常時支援を必要とする人もいます。
- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくく、人に尋ねたり自分の意見を言うのが苦手な人もいます。ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいます。
- 一人では理解や判断することが難しく、また急激な環境変化に順応しにくいので、災害発生時には精神的な動揺が見られる場合があります。

精神障害者

- 統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール依存症等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。
- ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多いです。外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している人もいます。精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多くいます。
- 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があります。多くは、自分で判断し、行動することができます。

自閉症者

- 生後3年以内に発症する脳の機能障害が原因と考えられています。話せなかったり、オーム返しだったり、呼びかけられても振り返らないなど、コミュニケーションや対人関係を図ることが困難で、特定の物や行動に強くこだわるなどの行動がみられます。
- 周囲の状況を判断して行動することが困難なため、自ら避難することや、他者の誘いに応じて行動することが難しいことがあります。
- 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、奇声や自傷、飛び跳ねなどの激しい行動（パニック）を起こすことがあります。

難病患者

- 外見からは、難病患者であることが分からないことがあります。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。
- 医薬品を携帯したり、人工呼吸器の使用などの医療的援助が必要な場合があります。

乳幼児

- 自ら判断して行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要です。
- 判断能力・適応能力が備わっていないため、災害に対する対応ができません。

妊産婦

- 行動機能が低下していますが、自力で行動することができます。

外国人

- 日本語での情報が十分理解できないので緊急の情報が伝わりにくく、適切な避難行動など災害時の対応が遅れてしまうことがあります。

家庭でできる災害への備え

災害が発生した時の安全を確保し、すばやく行動するためには、日頃から家庭でできる災害への備えが必要です。

■ すべての人に共通すること

災害が発生した際、災害弱者自身がケガをしないように備えをするのはもちろんですが、まわりの人もケガをしたら災害弱者を助けることができないばかりでなく、自らも災害弱者となるおそれがあります。

災害時にケガをする危険を少なくするために、また、万が一ケガをしてしまったときにスムーズな救助を受けることができるよう、日頃から次の備えをしておきましょう。

1 家の安全対策

阪神・淡路大震災では、犠牲者の9割が倒壊した家屋や倒れた家具による圧死でした。地震災害に対しては、家の安全対策が生死を分けることにつながります。

- 家具の転倒や照明器具などの落下によるケガを防ぐために、固定金具やつっぱり棒、ロープなどで家具や照明器具などを固定しましょう。

固定金具やつっぱり棒は、壁の裏側に梁や柱があるところに取り付けましょう。

- 高いところからの落下物によるケガを防ぐために、重たいものやガラス・陶器類などの落ちると危険なものは、高いところに置かないようにしましょう。



- 戸棚の開き戸などが開いて中のものが飛び出さないように、ストッパーなどを付けましょう。
- 寝室や出入口付近には転倒しそうな家具を置かないようにしましょう。
- 窓ガラスや戸棚のガラス部分が割れて飛び散ると、外へ避難する際に足などをケガするおそれがあります。ガラスの飛散を防止するため、透明フィルムなどを貼るとともに、足のケガを防ぐため、靴や厚手のスリッパなどを身近なところに置きましょう。
- 夜間に災害があり、停電すると家の中の状況が分からなくなります。枕元に懐中電灯を用意しましょう。
- 住宅の「耐震診断」を受け、地震で家が倒壊しないよう必要な補強をしましょう。



2 二次災害の防止

- 地震発生後、火災などの二次災害を防ぐために、ストーブやガス器具などは自動消火装置がついているものを使用したり、カーテンを不燃性のものにするなどの工夫をしましょう。
- 消火器を使いやすいところに備えておきましょう。いざという時にあわてないように、防災訓練などに参加して使い方を覚えておきましょう。



- 消火器のホースや容器に変形や腐食はないか、有効期限は大丈夫かなどを点検しておきましょう。
- 火災が発生した時の消火用水、または水洗トイレなどの生活用水として使用するために、浴槽や洗濯機、ポリタンク、ポットなどに水をためておく習慣をつけましょう。

水をためておこう!



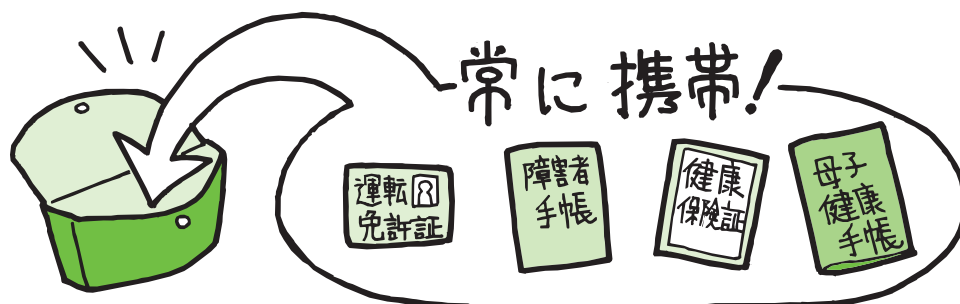
3 食料品や飲料水などの備え

- 災害発生により食料や飲み水が不足することがあるので、日頃から最低でも3日間分の食料品や飲料水を蓄え、定期的に取り替えるよう心がけましょう。
- 食料品・飲料水として、保存のきく根菜類や缶詰、ペットボトル入りのミネラルウォーターなどを準備しておきましょう。
- 水やお湯を注ぐだけで食べられるアルファ化米や、ビスケット・クラッカーなども、必要に応じて、準備しておきましょう。



4 身分証などの携帯

- 災害時に身元が確認しやすいように運転免許証、障害者手帳、健康保険証、母子健康手帳などの身分証を携帯しましょう。



5 非常持出品の用意

- 非常持出品は、災害発生時にすぐに持ち出すもの(1次持出品)と、その後の救援物資が届くまでの数日間(最低でも3日間)自活するためのもの(2次持出品)に分けて用意しましょう。
- 1次持出品は、災害発生時にすぐに持ち出すことができるようまとめておきましょう。また、介助者や救援者がすぐに分かる場所に置きましょう。
- 1次持出品の中に、日頃服用している薬を用意しておきましょう。また、かかりつけ医療機関の連絡先や日頃服用している薬を書いたメモなどを準備しておきましょう。(薬の名前は、かかりつけ医療機関に問い合わせましょう)

・1次持出品の内容・

(災害時すぐに持ち出すもの)

食料

クラッカー・ビスケット・
乾パン・缶詰など、
火を通さずに
食べられるもの

飲料水

ミネラルウォーター、
お茶のペットボトル
など

救急セット

きず薬・胃腸薬・
目薬などの常備薬、
脱脂綿、包帯、
ばんそうこうなど

衣類

下着、タオル、
雨具、軍手など

貴重品

多少の現金、
預金通帳番号の控え、
健康保険証や
障害者手帳のコピーなど

1次持出品
すぐ持ち出すもの!



その他

1. 懐中電灯、乾電池、ロウソク、マッチ
(停電時の夜間には必需品)

2. 携帯ラジオ (デマにまどわされず、正確な情報を得るために必要。できればAM・FM両方聴けるものが望ましい)

3. ヘルメット(防災頭巾) (屋根瓦や看板、ガラスなどの落下物から頭を守るため。避難路は転倒事故も多いのでぜひとも準備を)

4. 缶切り、栓抜き、ナイフ、紙皿、紙コップ、ラップフィルム
(持出品の食料の調理に必要。また、ラップフィルムは、皿の上にかぶせることで、水を使用せず皿を洗わなくてすむ。)

5. カイロ (冬場は、体温を保持するのに必要)

6. ビニール袋、ウェットティッシュ (あれば、なにかと重宝する)

7. 公衆電話用10円硬貨

(災害時、公衆電話は優先的に通話ができるようになっていたため、比較的つながりやすくなっている。停電時は、テレホンカードは使えない)

・2次持出品の内容・

食料

米、アルファ化米、レトルト食品、缶詰、ドライフーズなどの調理が簡単なもの、チョコレート・アメなどの菓子類、梅干し、調味料など

飲料水

一人1日3リットル

その他

1.寝具（毛布、寝袋など）

2.洗面道具

（断水時には、ドライシャンプーやボディー洗浄剤が役立つ）

3.ポリタンク、バケツ（飲料水や生活用水を運ぶのに必要）

※生活用水

（一人1日7ℓ程度は確保したい。風呂や洗濯機の水は抜かず（幼児のいる家庭では事故に注意）、寝る前にはいつもやかんやポットに水を入れておくとよい。）

4.調理道具（やかん、なべなど）

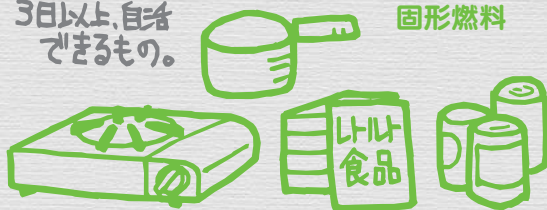
5.各種アウトドア用品

6.化粧品

燃料

卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料

2次持出品
3日以上、自活
できるもの。



ワンポイントアドバイス

- 1次持出品は、両手が自由に使えるリュックサックなどに入れて、非常持出袋をつくっておきましょう。
- 男性15Kg、女性10Kgが災害時などに持てる重さといわれています。非常持出袋は、欲ばって重くなりすぎないように気をつけましょう。
- 家族全員分の1次持出品を一つの非常持出袋に入れると、とても重くなってしまいます。非常持出袋は一人1個用意し、家族みんなで分担して持つようにしておきましょう。
- 2次持出品は、家屋の倒壊などで持ち出せなくなる危険を分散させるため、玄関、ベランダ、倉庫、車庫などに分散して備蓄しておきましょう。
- 食料・飲料水・医薬品は定期的に取り替えるようにしましょう。
- 懐中電灯、携帯ラジオなどは、使用できるか定期的に確認しましょう。

6 家族や身近な人との話し合い

- 市町村や自治会で決められている避難場所や、避難経路、連絡方法などを家族で日頃から話し合い、具体的な待ち合わせ場所や共通の連絡先（親戚など）も決めておきましょう。
- 平日の日中に災害があった場合に児童・生徒へ家族の避難場所の連絡が必要であり、また、障害者の場合は家族の避難場所がわからないと精神的不安からパニックを生じるおそれがあるので、学校、施設等に家族の避難場所を連絡するように心がけておきましょう。



災害弱者が自らできること

災害が発生した際、災害弱者自身がケガをする危険を少なくするとともに、まわりの人がスムーズに支援できるように、災害弱者の方は特に次の備えをしておきましょう。

1 防災カード(39ページ参照)の携帯

- 災害発生時には、災害弱者がどのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があります。それらの情報をあらかじめ記述した防災カードを作成し、援助が必要な時には、災害弱者から支援者にいつでも渡せるように日頃から携帯しておきましょう。
- また、防災カードは、自然災害に限らず、不慮の事故に巻き込まれたときなどにも有効です。

2 障害に応じた必要品の準備

- それぞれの障害に応じた必要品(3を参考に自分の必要なものを考えましょう)は、災害時は手に入りづらくなります。日頃から最低1週間分は用意しておき、3日分程度は1次持出品に加え、残りは2次持出品に加えましょう。
- 災害時、自力で避難することが困難な人は、笛やブザーなど、自分が助けを求めるのに必要なものを身に付けておきましょう。

- 身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）使用者（飼い主）は、ドッグフードを多めに買い置きしておきましょう。

3 障害別の必要な備え

○寝たきり等高齢者は

- 高齢者の寝室は、倒れたり落ちてくるものがないような安全な居住空間を確保し、できるだけ避難しやすい場所にしましょう。
- 寝たきりの高齢者がいる家庭では、非常持出品に紙おむつなどの介護用品を加えておきましょう。
- 避難時の移動に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）や車いすなどを用意しておきましょう。

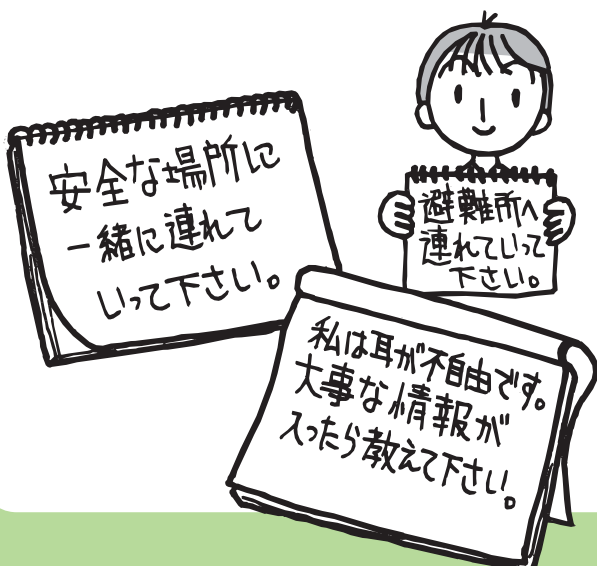
○目の不自由な人は

- 非常持出袋のある場所はどこか確認しておきましょう。
- 手探りをする際に割れたガラスなどでケガをしないように、手袋を枕もとに用意しておきましょう。
- 1次持出品の中に、白杖（折りたたみ式）・点字器を加えておきましょう。
- すぐに災害情報を得るために、ラジオを身近なところに置きましょう。また、予備の電池を用意しておきましょう。
- 情報を入手したり自分から状況を連絡できるように、携帯電話などを活用しましょう。



○耳の不自由な人は

- 1次持出品の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話ができる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを加えておきましょう。



- 就寝時に災害が発生した時のために、枕もとに補聴器を置きましょう。
- 情報を入手したり自分から状況を連絡できるように、文字情報が受信・発信できる携帯電話やファックスなどを活用しましょう。
- 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておくことも、まわりの人に支援を求める場合に大変役立ちます。

○体の不自由な人は

- 杖や歩行器などを使用している人は、いつも身近に置いておきましょう。
- 車いすや歩行補助具が転倒した家具などの下敷きにならないよう、安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。
- 1次持出品の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきましょう。
- 自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）などを用意しておきましょう。
- 車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておきましょう。
- 車いすはガラスの破片等でパンクのおそれもあります。パンク修理セットを準備しておくなどの備えをしておきましょう。また、車いす以外で移動ができる人は、車いすが使用できない時のために杖などを準備しておきましょう。
- 電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきましょう。

○病弱者や内部障害などのある人は

- 1次持出品の中に、日頃服用している薬や日頃使用している装具を加え、かかりつけ医療機関や日頃服用している薬のメモもその中に入れておきましょう。
- ぼうこう、または直腸機能に障害のある人は、ストマ用装具などの関係用品を準備しておきましょう。
- ストマ用装具はメーカー名、品名はもちろん、サイズも正確にメモをして1次持出品の中に入れておきましょう。
- 普段服用している薬の名前は必ずメモしておき、携帯するように心がけましょう。例えば、「血圧を下げる薬をもらっていました」では、非常時には役に立ちません。災害救助の医師や看護師に正確な薬名を伝えられるようにしておくことが何より大切です。

装具は一週間分！



- 喉頭摘出をしている人は、気管孔エプロンを準備しておきましょう。また、人工喉頭や携帯用会話補助装置が必要な人は、いつも身近に置いておきましょう。
- 呼吸器機能障害の人は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その残量に気をつけましょう。

○知的障害や自閉性障害のある人は

- 日頃服用している薬があれば、1次持出品の中に加え、かかりつけ医療機関名や薬のメモもその中に入れておきましょう。
- 自宅住所や連絡先の書かれた身分証や防災カードなどを携帯しましょう。
- 災害発生時に家族などから連絡がとれるように携帯電話などを活用しましょう。

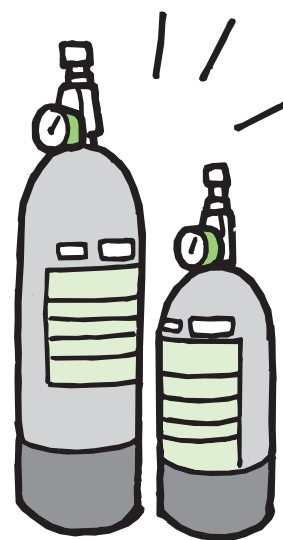
○精神障害のある人は

- 1次持出品の中に、日頃服用している薬を加え、かかりつけ医療機関や薬のメモもその中に入れておきましょう。
- 家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいましょう。

○乳幼児のいる家庭は

- 非常持出品の中に紙おむつ、ウェットティッシュ（風呂に入れられないときに身体をふいてあげられます）、粉ミルク、ミネラルウォーターなどを加えておきましょう。

災害時には
供給が滞りがち！
命にかかわるものは
必ず予備を！



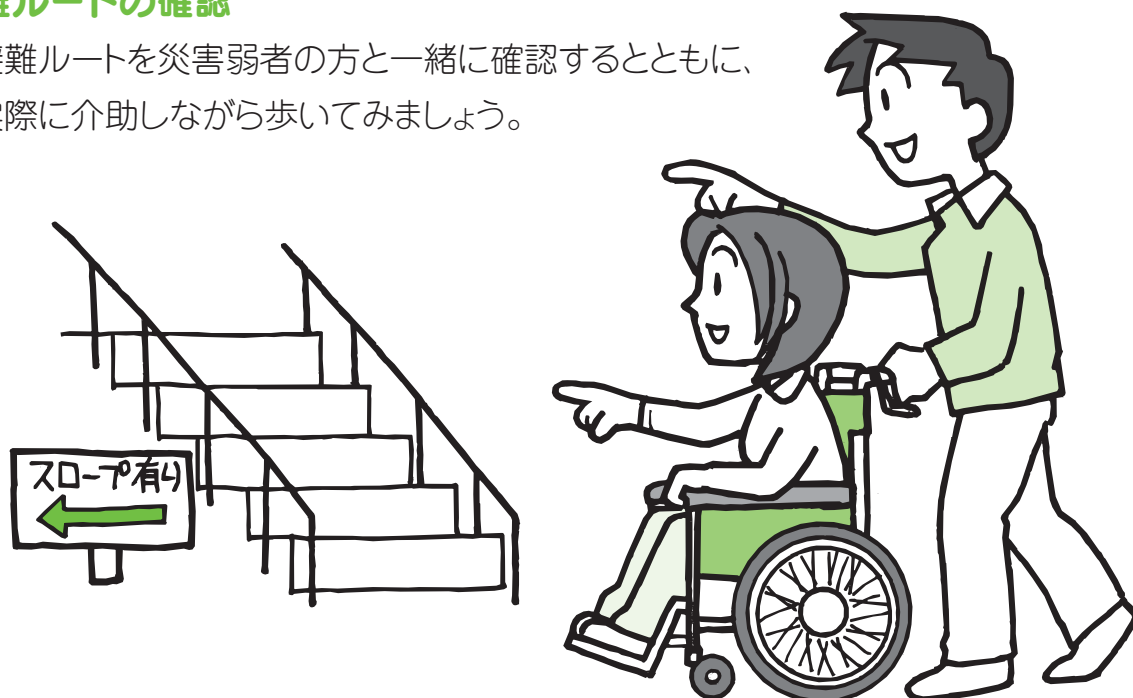
※これらの安全対策が
できない人や家庭は、
まわりの人に手助けを
頼みましょう。

■ まわりの人ができること

※「まわりの人」とは、家族や隣近所の人のほか、民生委員児童委員、ケアマネジャー、ボランティアやホームヘルパーなども指します。

1 避難ルートの確認

- 避難ルートを災害弱者の方と一緒に確認するとともに、実際に介助しながら歩いてみましょう。



2 災害時の連絡体制を確認しておきましょう

- 災害時にどこで落ち合うか、あらかじめ相談しておきましょう。
- 市町村から「避難準備情報(30ページ参照)」が発令されたときに、誰が、どのように避難誘導するかを決めておきましょう。
- 地震等の大規模災害では電話がつながりにくくなります。「災害用伝言ダイヤル」や、携帯電話の「災害用伝言板」の活用を、災害弱者の方とともに検討してみましょう。



豆 知 識

災害用伝言ダイヤルの使用例

【声による安否確認】

1 録音方法

171+1+被災地〇〇家の電話番号

→伝言を入れる(例:「〇〇です。ケガもなく無事です。」)

2 再生方法

171+2+被災地〇〇家の電話番号 →伝言を聞く

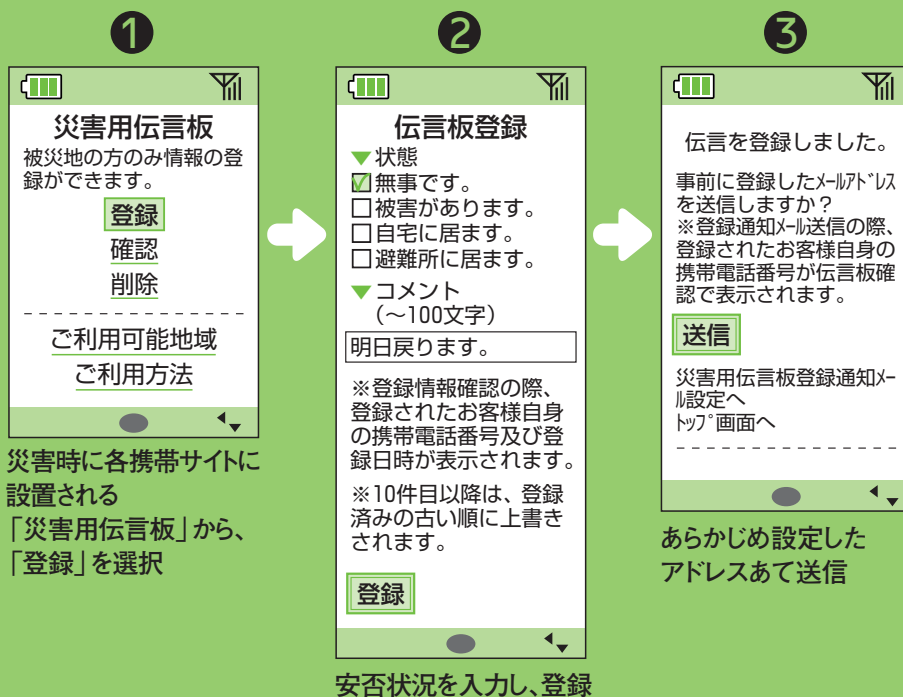
※一部携帯電話等では利用できません。

※電話がプッシュ式かダイヤル式か確認しておく必要があります。

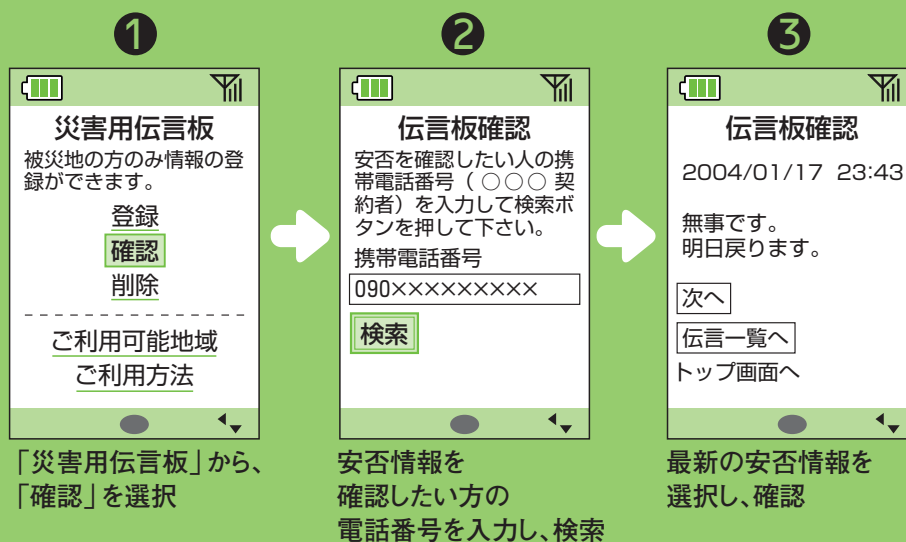
災害用伝言板(携帯電話の伝言板)の使用例

【文字による安否確認】

1 登録方法



2 確認方法



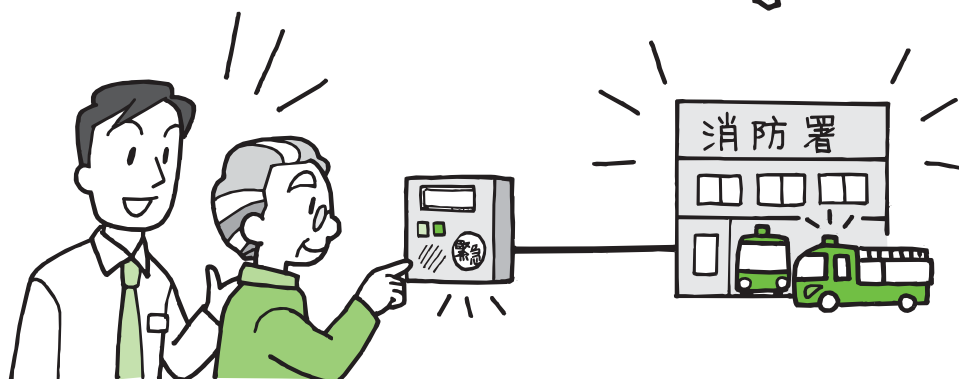
※携帯電話の会社や機種によって、利用方法が若干異なります。

※災害時伝言ダイヤル及び災害時伝言板は、災害時にサービスが開始されるものですが、会社によっては、毎月1日などに体験サービスを実施しています。

- 3 転倒防止金具の取り付けなど、災害弱者の方だけでは難しい防災対策は、まわりの人たちが積極的に手伝いましょう。



- 4 自治体によっては、緊急通報装置や住宅改修など、災害時にも役立つ助成があります。災害弱者の方と一緒に自治体に問い合わせてみましょう。



地域でできる災害への備え

■ すべての人に共通すること

災害が発生すると、防災関係機関は総力をあげて救援活動に取り組みます。しかし、規模の大きな災害のときは、交通網の寸断や通信手段の混乱などから、迅速な活動ができない場合が考えられます。

そのようなときに備えて、日頃から「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識で、地域住民が相互に助け合う体制を整備しておきましょう。

1 自治会(自主防災組織)の活動への積極的な参加

町内会や自治会などが中心となり、あらかじめ災害時に実施する活動を具体化した防災計画を作成し、初期消火、被災者の救出救援、避難誘導など役割分担を明確にしましょう。

2 住民総参加による地域防災訓練の実施

災害発生時に初期消火や応急手当などの適切な活動をすべての住民が行えるように、地域で協力して災害弱者も参加した防災訓練を実施しましょう。

すべての住民が防災訓練に参加することにより、避難経路や避難所を確認でき、避難時に災害弱者にどのような支援が必要であるか知ることができます。また、災害弱者自身も、災害時にスムーズに行動することができるので、お互いに声をかけ合って積極的に参加しましょう。

3 住民の意識啓発

自治会や自主防災組織が取り組んでいる防災活動や災害弱者支援のことを地域の人や災害弱者に知らせて、住民の意識を啓発しましょう。

■ 災害弱者が自らできること

- 1 災害弱者自ら地域社会の一員として、地域との積極的な交流(コミュニケーション)を保つことが大切です。

日頃から近隣や地域の人たちとあいさつを交わし、自分から積極的に声をかけて顔なじみになりましょう。

- 2 地域の行事や活動にも積極的に参加し、地域の人とのコミュニケーションを深めましょう。
- 3 あなたのまちの自主防災組織や隣近所の方に、災害が発生したときの援助などを頼んでおきましょう。
- 4 目の不自由な人や耳の不自由な人は、特定の人を決めて災害が発生したときに、災害状況の情報を伝えてもらうようお願いしておくことも重要です。
- 5 消防、病院、行政、社会福祉協議会、自治委員、民生委員児童委員など、援助をお願いする人の連絡先などを確認して、メモしておきましょう。
- 6 防災訓練に参加し、避難経路や避難所を確認しておきましょう。

■ まわりの人ができること

1 災害弱者との積極的なコミュニケーション

- 周囲の人も、日頃から積極的にあいさつするなど交流を図りましょう。
- 町内会などの日頃の活動や行事などを通じ、お互いにコミュニケーションを深めましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加するなどして、日頃から近隣に住む高齢者や障害のある人と接する機会を持ちましょう。

2 地域における災害弱者の把握

地域のどこに災害弱者が住んでいるか把握することは難しいことですが、プライバシーや本人の意思に配慮しながら、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員でどのような手助けができるかを日頃から話し合いましょう。

3 災害弱者の身になった防災環境の点検

放置自転車などの障害物はないか、避難路は車いすでも通れるか、警報や避難勧告は耳や目の不自由な人にもきちんと伝わるかなど、災害弱者の視点に立った環境づくりを心がけましょう。

自治会(自主防災組織)ができること

1 災害弱者台帳及び防災マップの作成

ここに掲げていることから、各市町村が中心となって準備し、各自治会単位で作成して保管しておくことが基本です。ただし、個人情報にかかわることですから、災害弱者台帳、防災マップを作成するときは、必ず事前に災害弱者本人等に承諾を得て実施することにしましょう。また、保管については、自治委員、民生委員児童委員、消防、行政(防災、福祉担当課)、社会福祉協議会など必要最小限にとどめ、情報管理に万全をつくしましょう。

○災害弱者台帳

災害弱者を地域で見守り支援する際に、災害弱者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を把握するために、必要となる台帳です。災害発生時に、災害弱者の安否確認、避難誘導、避難所生活等に対する支援を円滑に行うために、災害弱者の障害の内容・程度、介護の状況等支援に必要な情報を記載します。自治会単位で是非整備しましょう。

○防災マップ

災害時において災害弱者を救出する場合、その居住地を正確に把握しておくことが不可欠です。また、避難誘導する場合においても、避難所の所在地や危険箇所等を明確にして、より安全に避難誘導を行い、人的被害を最小限にくい止める必要があります。そのために、災害弱者の所在地、避難所、危険箇所、避難経路等をわかりやすく記述した防災マップを自治会単位で是非つくっておきましょう。また、地域の防災訓練の際に、実際に確認しておきましょう。

2 日常における備え等

- 寝たきりの高齢者や病人、体の不自由な人の避難を援助する方法として、担架や毛布、背負うことができる幅の広いひも(おんぶひも)などを用意しましょう。
- 災害発生時の安否確認や避難援助などの役割分担を決めておきましょう。また、災害発生時に役割を果たせない場合を考えて、複数の人が援助できる体制をつくっておきましょう。

豆 知 識

市町村が行う災害弱者の情報収集方法

1.同意方式

防災・福祉部局、自治会、福祉関係者等が災害弱者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する方式。直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率のよい迅速な情報収集が困難。

2.手上げ方式

制度について周知した上で、自ら災害弱者台帳等への登録を希望する者を募る方式。災害弱者本人の自発的な意思を尊重しており、必要な支援内容等もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、災害弱者の全体像が把握できないおそれがある。

3.共有情報方式

市町村において、平時から福祉関係部局等が保有する災害弱者情報等を防災関係部局等も共有する方式。原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報保護条例の例外規定として整理することとなる。

先進事例

静岡県御殿場市

御殿場市ボランティア連絡協議会では、市の福祉部局から提供された身体障害者防災台帳や協議会に参加する当事者団体から得た情報をもとに、避難支援のためのシート（救援システムカード）を作成し、災害発生時には、あらかじめ登録されたボランティアの支援者が災害弱者宅に駆けつけ、避難所へ誘導する救援システムづくりに取り組んでいます。また、救援システムに関する避難シミュレーション訓練を障害者、中学生、消防当局、自治委員会などが協力して取り組んでいます。

東京都荒川区

災害時における災害弱者の救出体制として、「おんぶ作戦」を各自主防災組織が主体的に整備しています。「おんぶ作戦」は、健康な人がチームを組み、あらかじめ特定した高齢

者等を災害発生時に、リヤカーやおんぶひもを使用して救出するというものです。平時から訓練を重ね、自主防災組織隊員と災害弱者との意思疎通を図っています。

災害弱者の情報は、区福祉部局から毎年、災害弱者に「支えあい見守りあい活動希望届け」を送付し、個人情報の提供に承諾することにより、情報が収集されるシステムとなっています。収集された情報は、福祉・防災行政、町会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防、警察が保管しています。また、働き手が不在の平日昼間の災害に備え、町内企業との援助協定締結の取組みも行っています。



社会福祉協議会の役割

住民が安心して地域で暮らすために、社会福祉協議会は主体的に地域福祉の推進にかかわっています。特に災害弱者に接して状況を把握し、行政、自治委員、民生委員児童委員、ボランティア等に対して働きかけるなど、日頃から社会福祉協議会が地域の見守り支援ネットワークづくりを担っています。

社会福祉協議会の活動事例

中津市社会福祉協議会耶馬溪支所

『ひとり暮らし高齢者見守りマップ作成と火災予防活動講習会の開催』

ひとり暮らし高齢者に対し、災害、非常時に備え民生委員児童委員の調査協力のもと見守りマップを作成しています。主な配布先は、官公署、駐在所、広域消防署、消防団、民生委員児童委員です。

また、地域住民を対象に、消火器の使い方、災害に対する心構え等の講話、心肺蘇生法、簡単な救援方法等の火災予防活動講習会を行っています。

佐伯市社会福祉協議会蒲江支所

『カメラを利用した緊急通報システム』

旧蒲江町では、カメラを利用した在宅ネットワークシステムを導入して、在宅ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援体制を整備しています。第1通報先は社会



福祉協議会、第2通報先は近親者・地域協力員、第3通報先は地元の在宅介護支援センターとなっています。ボタン式でカメラが作動し、会話による状況確認や動画で状況把握することができます。

大分県社会福祉協議会

○支えあうまちづくり事業

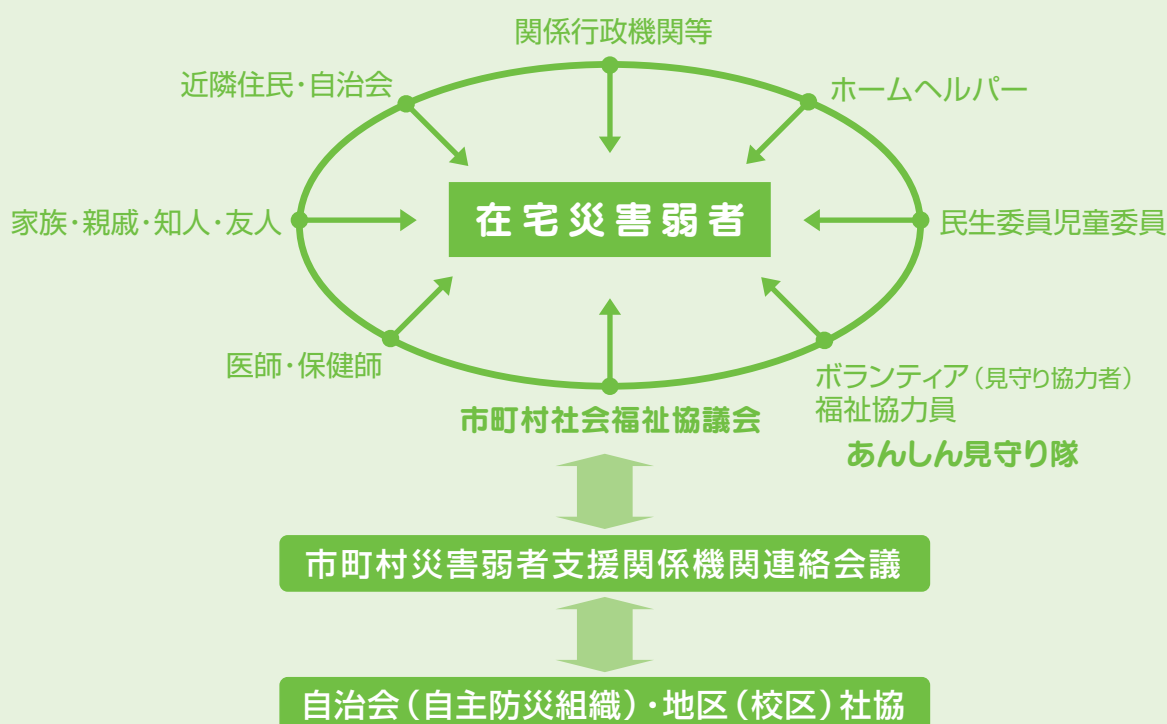
平成17年度から、県内の市町村社会福祉協議会に働きかけ、小地域福祉活動の一環として「小地域ネットワーク活動」に取り組んでいます。

これは、あんしん見守り隊と呼ばれるボランティアが、日常生活のなかで心配な人を発見したら社会福祉協議会や民生委員児童委員などにつなげる「ニーズ発見システム」です。

○あんしん見守り隊

各市町村社会福祉協議会に登録した見守り支援ボランティアで、自治委員、民生委員児童委員、ボランティア、福祉協力員に加え、新聞配達員、電気・ガスなどのライフライン関係会社にも協力依頼して取り組むものです。各市町村段階で連絡会議を設置し、あんしん見守り隊の後方支援を行うこととしています。

【市町村社会福祉協議会を中心とした在宅災害弱者を見守るネットワーク図】
(例)



災害発生時の行動

地震の際の安全確保

すべての人に共通すること

地震発生時の安全確保

まずは、自分の身を守り、災害を拡大させないための行動を考える必要があります。
普段から、もしもの時に家の中で、どこが安全な場所なのかを考えておきましょう。

最初の大きな揺れが収まったら (避難する前に行うこと)

- 火の始末をしましょう。
(火の始末を終えたら、
ガスの元栓を閉めることも忘れずに。)
- 逃げ場の確保をしましょう。
(揺れによりひずみが生じ、扉などが開かなくなる恐れがあります。そこで出入口の扉や窓などを開けておく必要があります)
- 電力が復旧した際、漏電が発生し、火災になることがあります。停電していても避難する前に必ずブレーカーを落としましょう。
- 家を後にする前に、家の外の分かりやすいところに、家族の安否情報などを記載した張り紙を貼りましょう。

自分の家の中で 身を守れる場所は考えていますか？

.....
地震が起きたら、座布団などで頭を覆って、丈夫な机やテーブルの下に隠れましょう。



注意

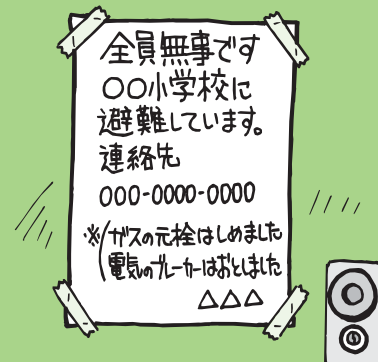
- すぐに（あわてて）外に飛び出さないようにしましょう。揺れなどにより、屋根の瓦や看板などが落下してくるおそれがあります。
- 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れがあったときは、沿岸部では津波が来るおそれがあります。
- 津波が来るおそれのある地域に住んでいる人は、落下物等に十分注意を払いながら、高台や高いビルなどへ直ちに避難しましょう。
- 津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料としましょう。



平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震（M6.8）死者49名、住家の全・半壊約17,000棟という甚大な被害が発生しました。

避難直前のひと工夫がスムーズな安否確認につながります。

- 自分（家族）が無事で、避難するということを書きましょう。このとき、だれと一緒に避難したということを書いておきます。
- 避難する場所なども書いておけば、見回りの際の確認がしやすくなります。
- 携帯番号や、県外などの親戚や知人などの連絡先を書いておくことも必要です。
- ガスの元栓を締めた、電気のブレーカーを落としたなどの情報も書いておくと消防などの見回りの際の手間が省けます。
- 張り紙にどのようなことを記載するか普段から確認するとともに、紙と油性マジックを非常持出袋のとなりに準備しておきましょう。





ワンポイントアドバイス

- 倒壊した家に閉じ込められたり、家具などにはさまれて動けなくなってしまったときは、声だけで助けを呼ぶには限界があります。笛やブザーを準備している場合は、体力を温存する効果もありますので、積極的に活用しましょう。
(特に笛は、人の声より遠くまで聞こえます)
- ひとりで運び込むことが困難な場合は、毛布などを下に引き込むことで運びやすくなります。しかし、それでも困難な場合は、まわりの人の協力を得るようにしましょう。

災害弱者が 自らできること

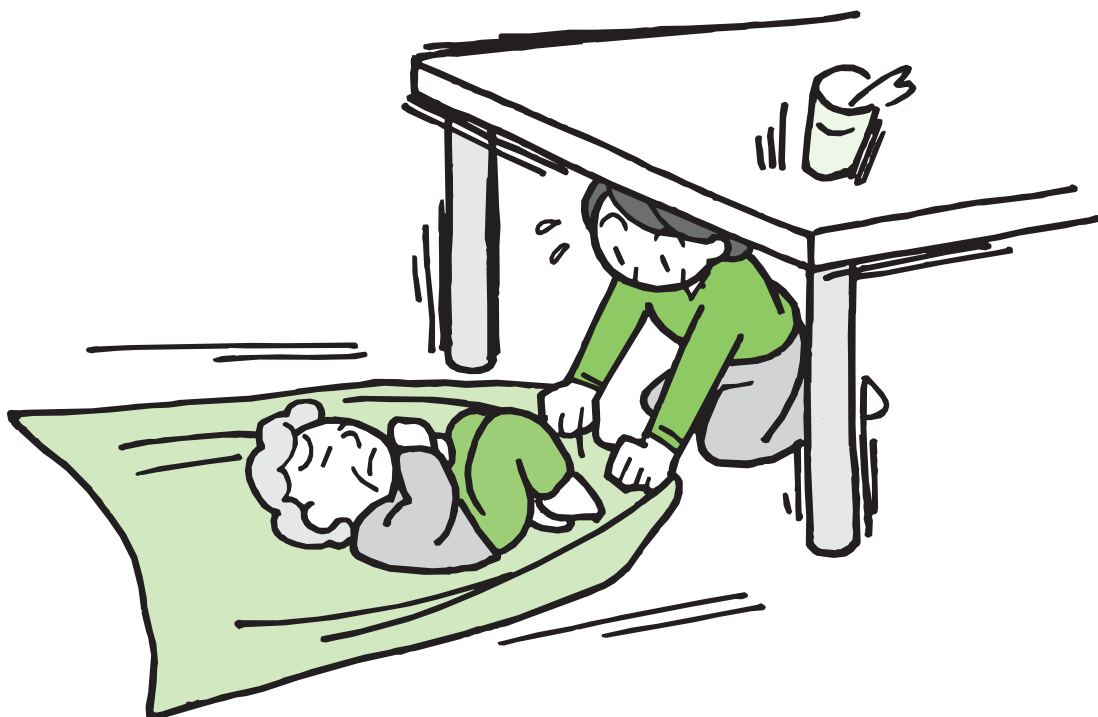
地震発生時の安全確保

目や体の不自由な人(移動が困難な人)で、机やテーブルの下に隠れることが困難な場合は、布団の下にもぐったり、座布団やクッションなどで頭を守るなど、命を守るために最低限の行動をとりましょう。

まわりの人が できること

地震発生時の安全確保

目や体の不自由な人(移動が困難な人)を、丈夫な机やテーブルの下に移動させましょう。



水害の際の安全確保

■ すべての人に共通すること

- 水害は、早めの避難が鉄則です。台風等大雨により水害が予想される場合は、自分の安全を確保し、火の始末をして、避難所へ避難しましょう。
- 台風以外でも、普段と違った雨の降り方などの場合、自主的に避難するように心がけましょう。



- 日頃から、危険区域の確認をしておき、水害の際は、浸水危険区域や、土砂災害危険区域に指定されていない避難所へ避難しましょう。
- 避難の途中で洪水や増水に巻き込まれることもあるので、足元を探ることができる棒(ゴルフクラブでも何でも可)を持って避難しましょう。洪水や増水では、足元が見えないことから誤って川に落ちたり、田んぼや側溝などに足を取られたりして大変危険です。
- 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や近接建物の二階等へ緊急的に避難するなどの行動をとりましょう。

■ 災害弱者が自らできること

- 避難すべき危険を察知した場合、又は、避難準備(要援護者避難)情報が発令された場合は、避難所への避難行動を開始しましょう。
- 自力での避難が困難、又は、危険が伴う人は、家族や近隣の人、あるいは警察や消防等の公的な機関に対し、必要な支援を求めるように心がけましょう。

■ まわりの人ができること

- 避難すべき危険を察知した場合、又は、避難準備(要援護者避難)情報が発令された場合、避難に時間のかかる人は避難行動を開始します。近隣に住むそのような人の避難行動を支援しましょう。
- 視覚障害者や、聴覚障害者、外国人などの、いわゆる情報弱者の方が近隣に住んでいる場合は、避難準備情報など、避難に必要な情報を知らせましょう。

豆 知 識

三類型の避難勧告等について

『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』

平成17年3月31日付け

内閣府政策統括官（防災担当）、総務省消防庁次長連名通知より

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

電気もつかない、水も出ない、外の被害も大きいようだと感じた場合、一旦決められた避難場所に行くことが必要です。

災害規模により、避難場所へのルートやその場所が火災や地割れなどにより避難できなくなっている可能性もあります。

ラジオなどによる情報を聞きながら行動するようにしましょう。

■ すべての人に共通すること

○災害が発生した直後は、誰もが災害弱者になり得ます。

自分や家族の安全が確保できたら、隣近所の安否を確認しましょう。

○隣近所で非常時に救助ができれば、救命率は高まります。また、高齢者や障害のある人も、障害の程度などに応じてできることがあります。お互いにできる範囲で助け合い、地域の被害を少しでも小さくしましょう。

○ジャッキ、ノコギリ、バール、ロープ等を普段から地域で備えておきましょう。

■ 災害弱者が自らできること

○耳の不自由な人は

- 情報を得る手段が限られてきます。自分が聴覚に障害があり、ラジオなどの情報が得られないということを、まわりの人に理解してもらいましょう。
- 場合によっては、筆談などで、ラジオを持って避難している人たちに情報を教えてもらう用意が必要となります。

○目の不自由な人は

- 普段通り慣れた道も落下物や壁などの倒壊で通りにくくなっています。
- 自分が、視覚に障害があり移動が困難であることをまわりの人に伝えなくてはなりません。
- 白杖など、自力で移動するのに必要な道具は忘れずに携帯しましょう。
白杖を持つことで、自分が視覚障害者であることを、まわりの人に知ってもらうことができます。

豆 知 識

静岡県御殿場市では訓練時から自分が聴覚障害者であることを知ってもらうため、マーク(耳の形)をつけた服を着て、周囲の人の協力を得ています。

- 避難所に向かいたいことを、声に出して避難している人たちへ伝える勇気を持ちましょう。

○体の不自由な人は

- 普段通り慣れた道も落下物や壁などの倒壊や、道路にできた亀裂や段差で通りにくくなっています。支援が必要な場合は、そのことを伝える勇気を持ちましょう。

○内部障害者や普段から薬を常用している人は

- 薬や必要な装具を忘れずに避難しましょう。



考えてみましょう

自分が普段生活している地域以外の場所で
災害に遭遇することがあります



あなたのことは誰も知らないでしょう。
そのような時は、やはり自ら進んで、自分の状態を伝えて
援助してもらう必要があります。

**「私は、〇〇〇のような状態です。
すみませんが、安全な場所まで
連れて行ってください」**

伝える勇気がありますか？
その勇気が、あなたの命を
守ってくれるはずです…



■ まわりの人ができること

1 災害弱者の安否確認

災害により、普段と状況が変わっているので、災害弱者やその家族だけでは避難する際に十分な準備ができないことがあります。

災害弱者の安否確認を行うとともに、次のことについて確認をしましょう。

- その家にいる人が無事であるかの確認をしましょう。
- 火の始末、ガスの元栓を閉めているかなど、火の元の確認をしましょう。
- 電気のブレーカーを落としているか確認をしましょう。
- 貴重品や薬、必要な装具など、非常時の持出品の確認をしましょう。
- 家を出る際に、状況などの張り紙ができていないか確認をしましょう。

以上の確認ができたなら避難所に向かいましょう。

2 避難行動

避難しながらでも、助けを求める声や笛の音が聞こえてくるかもしれません。十分周囲を注意しながら、もしもの時に助けに駆けつけられる意識をもつように心がけましょう。

○避難所に向かうときは

壁の倒壊や落下物に注意を払いながら、道の中央付近を自動車等に気をつけながら避難するように心がけましょう。

○耳の不自由な人は

クラクションが聞こえなかったり、倒壊する前兆の音が聞こえなかったりして、危険度が増します。生命を守るのに必要な情報は必ず伝えるよう配慮しましょう。

○目の不自由な人や内部障害のある人、お年寄り、妊産婦の人などは

とっさの動きが緩慢になるおそれが高いので、十分配慮しましょう。

○知的障害のある人や精神障害のある人などは

異常な状況下でパニックになるおそれが高いので、あなた自身の落ち着いた誘導が必要になります。不安を与えるような言動は慎み、落ち着いた状況で避難所まで行動をとるにしましょう。

避難場所での行動

すべての人に共通すること

- 食料や物資が運ばれてきます。
しかし災害が発生してから間もなくは、数も量も十分ではありませんので、お互いに配慮しましょう。
- 避難所での生活をスムーズにするために、なるべく早い段階で避難所をひとつの自治会と見なして、リーダーを決定し、避難している人達自身で約束事やルールを決めましょう。
- 避難所の運営は、避難している人の協力がないとうまくいきません。避難所運営に積極的に関わりたい。

注意

最近では、避難所に犯罪者（悪徳業者や偽ボランティアなど）や変質者が紛れ込んでいたケースが報告されています。

- 残念なことですが、盗難は必ずといっていいほどに発生しています。
貴重品は必ず身につけるか、信頼のできる人同士で管理しましょう。
- 大勢での避難所生活の中、のぞきをする人も現れます。
着替えやトイレなど、特に女性は注意が必要です。定期的に複数の管理者などで見回りをし、自分たちの避難所では防犯体制が整っていることを周囲に知らせることが必要です。
- 住宅業者が、「今であれば格安で家を建て直しますよ。」などと、人の弱みにつけこんで営業をする人が来ることも事実です。公の機関による紹介等、身元のしっかりしたところ以外の人の話には乗らないようにしましょう。
- 「ボランティアです。」といって、活動を行い、いくらかかりますのでと請求をされたケースの報告も上がっています。通常、ボランティア活動でお金を請求されることはありません。お金を支払う前にボランティアセンターへ確認してください。



ワンポイントアドバイス

避難所生活では、ちょっとした配慮や発想が大切です。

例えば、トイレが汚れていると、トイレに行くことを控えてしまいがちとなり、体調がすぐれなくなったり、生活にも疲れが出てきます。

- ウォシュレットがないまでも、ウェットティッシュのようなものがあれば少しは快適になりませんか。
- 簡易トイレでも、鏡がついているのといないのでは快適性が違ってきます。
- 簡易トイレは、和式トイレがほとんどですが、洋式の簡易トイレがあると高齢者や障害者は助かります。
- 簡易トイレの配置にしても、男性と女性に分ける必要があります。できれば、距離も離すなどの工夫があると、お互いに快適になるでしょう。

毎日使用するトイレですから、きれいに使用することに心がけることは当然ですが、避難所の中で当番を決めておくことが大切です。

災害を狙った犯罪者や変質者からの被害を防ぐために

- 避難所での人の出入りを管理・把握してください。
- 避難所での学習会も必要です。
- 信頼のおける所からの紹介がないと受けないようにします。
- なにか心配事があれば、避難所の代表者に相談してください。
- お金を請求された場合は、公的機関に相談しましょう。

悪い人はごく一部の人です。通常のボランティアは、みなさんが普通の生活に一刻も早く戻れるよう支援してくれます。
きちんとしたところからの派遣であるならば、気がねなく協力してもらいましょう。

災害弱者が自らできること

- 自分たちも、積極的に避難所の運営に関わっていきましょう。
- 必要な薬や装具がある人は、そのことを避難所の責任者を通して、公的機関へ伝えましょう。また、それがどのくらいもつのかも、合わせて伝えましょう。
- 人工透析など定期的に医療行為を受ける必要のある人は、いつまでに受けなければならないかを、公的機関へ伝えましょう。

まわりの人ができること

- 1 避難所へは、避難に時間のかかる高齢者・障害者・乳幼児を連れた家族・病人を抱えた家族などが後から避難してくるため、彼らの就寝場所は不便な所になる場合があります。(寒い時期に入口付近にいる等)
みなさん被災者ですが、まわりで支援しなければならない方々も一緒に避難生活をおくることを理解し、お互いに必要な配慮をしましょう。
- 2 物資の配分にあたっては、高齢者がいる世帯と乳幼児がいる世帯では、必要な物資の内容が異なります(介護用品・乳幼児オムツ・食事用品)。
また、長期になれば必要な物も変わってきます。
家族毎に必要な物を必要な分だけ渡せる工夫をしましょう。

3 赤ちゃんのいる家族に対しては

赤ちゃんの泣き声を、天使の泣き声と思えますか？

普段から泣くことで何かを訴えている赤ちゃんです。

普段と違った状況を察し、さらに泣いてしまうのです。赤ちゃんの家族も、「皆さんに迷惑をかけて申し訳ない」と、思っています。

うるさいというような顔や態度で家族を見ず、温かく見守ってあげましょう。

4 目の不自由な人に対しては

目の不自由な人は、避難所がどのような状況が分かりません。

避難所の状況を、できるだけ正確にわかるように（特にトイレの位置などに注意して）避難所を案内しましょう。

また、被災者の中に、目の不自由な人がいることを認識してもらいましょう。

壁づたいに移動することが多くなるため、生活場所を壁側にしたり、壁側に物を置かないよう配慮しましょう。

5 耳の不自由な人に対しては

避難所の管理者などに障害者が避難していることを認識してもらい、放送だけでなく、掲示板や伝言板など、文字情報による提供も合わせて行うようにしましょう。

これは、耳の不自由な人に限らず、放送内容の再確認に役立つことになります。

また、まわりの人も、必要な情報を耳の不自由な人に教えてあげるよう心がけましょう。

6 体の不自由な人や高齢者など、移動が不自由な人に対しては

体の不自由な人や高齢者、車いすを使用する人など段差があると移動が困難な人たちが避難されている場合、車椅子で移動できる通路確保やできるだけ段差を解消するよう工夫をしましょう。

また、トイレについては洋式トイレの用意が必要です。

仮設トイレなどは段差がきついで、仮設以外の洋式トイレがあれば優先的に使用できるように配慮しましょう。

7 身体障害者補助犬を使用している人に対しては

身体障害者補助犬が、使用者やその家族と離ればなれにならないような配慮や、移動できる通路や排泄場所の配慮が必要です。

また、使用者の許可なく補助犬に食べ物を与えたり、触ったりしないことが必要です。

8 内部障害のある人に対しては

避難所の管理者などに、内部障害のある人が避難していることを認識してもらい、必要な支援をスムーズに受けることができるように配慮しましょう。

特に、生命を維持するのに必要な薬、医療行為、装具等がある場合は、そのことを確実に公的機関に伝え、それらが滞ることのないよう配慮しましょう。また、オストメイトの人は、トイレの使用に関して配慮が必要となることを理解してください。

9 知的障害のある人や精神障害のある人に対しては

知的障害のある人や精神障害のある人などは、その場の状況に適応できにくい場合があります。家族の方たちは、「避難所に行くと言ったのに迷惑をかけるから、避難所に行くことをためらいます」と思っている方たちが多いのです。なんとかみなさんと、このような家族の思いを解消できるように考えてあげたいものです。

豆 知 識

災害弱者、障害に応じた避難所の開設

有珠山災害でのケース

聴覚障害者に対し、24時間体制で手話通訳者が支援できるように、避難所の1室を聴覚障害者専用室にしました。家族が離ればなれになる可能性がありましたので、その部屋の利用については、聴覚障害者が自ら選択することとしました。

このように、災害弱者に対する支援については、その人の意志を尊重することが必要です。

福祉避難所について

福祉避難所は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設（ショートステイ）等へ入所するに至らない人であって、避難所での生活に特別な配慮を要する人（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等）のために設置されます。一般避難所での生活に困難がある人は、避難所の責任者へその旨を伝えましょう。

新潟県中越地震においては、障害児などのことも考え、養護学校や施設など普段通い慣れている場所を福祉避難所として開設し、障害児の情緒安定に役立ちました。



福祉避難所の例
養護老人ホーム「くにみ苑」の
防災拠点型地域交流スペース

緊急入所について

避難所（福祉避難所を含む）での生活が困難で、援護を必要とする人又は被災による事情で在宅で十分に介護できない人に対しては、病院、特別養護老人ホーム、障害者更生援護施設、乳児院等への緊急入院・緊急入所の対応がとられます。

指定された避難所以外の場所での避難について

飛び交うヘリコプターへの訴え
(平成16年10月25日新潟県川口町)
新潟日報社提供

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震でも、公に避難所と指定された場所がいくつか設置されていました。

しかし、その一方で倒壊を免れた自宅に住んでいる人や自動車の中、あるいは公園などでテント生活を送っている被災者が多くいました。

公に指定された場所であれば、食料や救援物資などが届きますが、それ以外の所まで支援物資や情報が届くか疑問と考えなくてはなりません。原則として指定された避難所へ避難しましょう。

しかし、指定された避難所以外の場所に避難せざるを得ない場合は、自分がどこに避難しているかを行政などに知らせるようにしましょう。



○ 自宅で避難生活を送っている場合の危険性

住宅診断

● 赤紙
(危険)

この建築物に立ち入ることは危険

● 黄色紙
(要注意)

この建築物に立ち入る場合は十分注意すること
応急的に補強する場合には、専門家に相談すること

● 緑紙
(調査済み)

この建築物の被災程度は小さく、使用可能



道路に車を止め、シートを敷いて避難する被災者ら
(平成16年10月25日新潟県堀之内町)
共同通信社提供



○ 車の中で避難生活を送っている場合の危険性

自動車内で長時間同じ姿勢を続けていると、足の静脈に血栓ができ、その血栓が血管を詰まらせたり呼吸困難を引き起こす「エコノミークラス症候群」を招くおそれがあります。エコノミークラス症候群を防ぐには、数時間ごとに足踏みや体操を行うとともに、十分に水分を補給するなどの対策が必要です。ただし、車での避難生活は危険ですので、指定された避難所に行くことが大切です。

□ 防災カード様式例 □

防災カード（表）				
ふりがな 氏 名		男・女	生 年 月 日	M・T S・H 年 月 日 生
住 所				
電 話		血液型	A・B・O・AB RH+ RH-	
携帯電話				
F A X				
医療保険	1. 健保 2. 国保 3. 共済 4. その他（ ）			
緊急時の 連絡先	氏名（ふりがな）			関係
	住 所			
	電話・FAX			
かかりつけ 医療機関 など	名 称			
	所 在 地			
	電話・FAX			
	担 当 医			

防災カード（裏）		
治療中の 疾患や治療 内容など		
使用薬 用量 服用上の注意		
補装具 医療的ケアに 必要な器具	器 具 名	
	メーカー名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
備 考		

□ 災害弱者台帳様式例 □

災 害 弱 者 台 帳									
ふりがな 氏 名				男・女	生 年 月 日	M・T S・H	年	月	日生
住 所									
電 話				血液型	A・B・O・AB RH+ RH-				
携 帯 電 話									
F A X									
医 療 保 険	1. 健保 2. 国保 3. 共済 4. その他 ()								
障害者手帳	1. 身障手帳 (種 級) 2. 療育手帳 (区分) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (級) 4. 手帳なし								
障害の内容					避難の際、必要とする支援の内容				
緊 急 時 の 連 絡 先	①	氏名(ふりがな)					関 係		
		住 所							
		電 話 ・ F A X							
	②	氏名(ふりがな)					関 係		
		住 所							
		電 話 ・ F A X							
所属団体(障害者団体・ボランティア団体など) や日頃の通所場所など	①	名 称				電 話			
		所在地				F A X			
	②	名 称				電 話			
		所在地				F A X			
かかりつけ 医療機関 など	名 称								
	所 在 地								
	電話・FAX								
	担 当 医								
治療中の疾患や治療内容など									
使用薬 用量 服用上の注意									
補装具 医療的ケアに必要な器具	器 具 名								
	メーカー名								
	取扱店連絡先								
	備 考								
特 記 事 項									

チェックリスト

- ☐ 非常持出品の内容は定期的に点検していますか
- ☐ 電気のブレーカーのある場所、落とし方を知っていますか
- ☐ 災害時に、どこからどのようにして正しい情報を得るか、日頃から考えていますか
- ☐ 隣近所の付き合いはありますか
- ☐ 自分の地域に、高齢者世帯や、ひとり暮らしの高齢者、障害者の人たちはいませんか
- ☐ 自分の地域の避難場所を知っていますか、また、複数の避難ルートを知っていますか
- ☐ 非常持出品を1次持出品と2次持出品に分けて準備していますか。
1次持出品は両手が自由に使えるリュックサックなどに入れていますか
- ☐ それぞれの障害等に応じた必要なもの(薬、特殊な装具・器具等)は余裕を持って
(1週間分程度)準備していますか
- ☐ テレビ、冷蔵庫や家具などを固定していますか
- ☐ 消火器はありますか、使い方は分かりますか
- ☐ 家族が離ればなれになったときの連絡方法を決めていますか
- ☐ 家族構成や緊急連絡先を書いた紙を用意していますか。非常時に貼る用意はできて
いますか
- ☐ 寝室などには靴や厚手のスリッパを用意していますか
- ☐ 非常持出品の置き場所を家族みんなが知っていますか
- ☐ テレビ、冷蔵庫や家具などの配置に気をつけていますか、寝室や出入口付近に
倒れやすい家具を置いていませんか

参考となるホームページ

●大分県庁ホームページ

「安心・安全のページ」 <http://www.pref.oita.jp/10400/anzen/>

「携帯サイト(防災・緊急情報)」 <http://mobile.pref.oita.jp/bousai/index.html>

●気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

●大分気象台ホームページ <http://www.fukuoka-jma.go.jp/oita/oitatop.htm>

●内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/index.html>

●消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>

●国土交通省防災情報提供センター <http://www.bosaijoho.go.jp/>

●国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所

<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

「携帯サイト」 <http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/m/>

●国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所

<http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

災害弱者支援マニュアル

発行年月日	平成 17 年 9 月
編集・発行	大分県福祉保健部 大分県社会福祉協議会

「避難所運営の心得集『こんな相談が来たらどうしますか?』」

発行：三重県

提供：山本康史氏

避難所運営の心得集『こんな相談が来たらどうしますか？』
難病被災者支援の手引き その1 ～1型糖尿病（I DDM）編～

○まず知っておいてほしいこと

災害時はみんな大変な思いをしますが、病気や障害を持った方の心細さは、健常な方とは比較にならないほど大きいものです。パニックになって必要な情報を正確に伝えることができなくなり、大声を出したり詰め寄ったりするかもしれません。

そんな態度は『心の底から発しているSOSの裏返し』なのです。

○1型糖尿病（I DDM）とは

毎日数回のインスリン注射を生涯にわたって必要とする病気です。糖尿病という名前は一緒ですが、発症過程も治療に関する考え方も2型糖尿病（生活習慣病）とは異なります。

年間発症確率は10万人あたり1～2人で、小児期発症が多いことから「小児糖尿病」と言われることもあります。

1型糖尿病患者は、インスリンさえ注射していれば、一見、普通の人と変わりません（災害弱者に見えません）。

でも、インスリンという薬を注射しないと数日で生命が危険になる病気です。

注射は幼児を除けば患者自身が行います。自分で注射をするのを見るとびっくりするかも知れませんが、1型糖尿病患者では普通のことなのです。

インスリンによる副作用（効きすぎ）で低血糖発作（ひどい場合は昏睡）を起こすことがあります。

また、一般的な食事を規則的に摂ることが体調管理に重要です。

※注射している写真、注射器・インスリン、インスリンポンプ及び血糖測定器の写真を貼付

発行：三重県

- 1 私（子供）は、**I D D M患者**で薬（インスリン）があと1日しかありません。
薬を手に入れたいのですが。

（答）

※インスリンは処方せんが必要な薬で、一般の薬局には置いていないことが多いです。

- ①まず、**主治医への連絡**をすすめてください。

- ②主治医に連絡が取れないときは、**近くの医師を紹介**してください。

そこで**処方せんを書いてもらい、薬が入手できる場所を尋ねる**ように言ってください。

※処方せんはどんな医師でも、例えば歯科医でも書いてもらえます。

- ③それでも無理な場合は、**市町村災害対策本部や日本赤十字社へ連絡**してください。

- 2 私は、佐賀から旅行に来て被災しました。**主治医と連絡が取れません**。

何とかして**薬を手に入れたい**のですが。

（答）

- ①**近くの医師を紹介**してください。

そこで**処方せんを書いてもらい、薬が入手できる場所を尋ねる**ように言ってください。

※処方せんはどんな医師でも、例えば歯科医でも書いてもらえます。

- ②無理な場合は、**市町村災害対策本部や日本赤十字社へ連絡**してください。

- 3 私（子供）は、**I D D M患者**です。低血糖（血糖値が下がっている）のようです。

甘いものを手に入れたいのですが。

（答）

- ・低血糖の時は、手のふるえ、冷や汗、空腹、無口、おしゃべり等、いろいろな症状がでます。ひどくなると、けいれんや昏睡に至ることがあります。

- ・こんな時は、**甘いものを与えて**ください。

例：砂糖（約20グラム）、ジュース（果汁100%は不可）、甘いコーヒー

スポーツドリンク、甘いお菓子（キャンディー、クッキー等）

- ・自分で口に入れられない時は、ほっぺたの裏に砂糖をぬってください。

（噛まれないように注意してください）

- ・ただし意識を失った場合は、救急搬送が必要です。その際は、低血糖で倒れた可能性を伝えてください。

- 4 注射を打ちたいのですが、場所を貸していただけませんか。

（答）

- ・医務室でなくても、人目につかない場所であればどこでも良いので提供してあげてください。

- 5 I D D M患者ですが、私でお役に立つことはありませんか。

（答）

- ・見た目は健常者のようですが、体を動かしすぎると低血糖発作を起こすので、体に無理のない範囲で出来ることをしてもらいましょう。

例：高齢者の話し相手、患者の相談、資料の整理、簡単な掃除や整理

発行：三重県

災害時の IDDM 患者 9 カ条

日ごろから...

- 最低 7 日分のインスリンを備蓄
- なじみの薬局を複数持つ

(自宅、職場、学校の近くに持つ)

災害時には...

- 手持ちの薬の量や注射器を確認
- 食事が摂れなくても最小量のインスリン注射は必要

(処方の方は日頃から主治医と相談してください)

- まず主治医に連絡を取る
- 無理をせず、助けをもとめる
- すぐ行政に頼るのではなく、自分(自助)や地域の力(共助)を借りる
- 周囲の人に「インスリンという薬」と「糖分(甘いもの)」が必要であることを伝える
- いざとなったら被災地外に疎開

(災害時に備え、この心得帳は必ず身近に持っていますよう)

発行 三重県

大規模災害時用

1 型糖尿病自分マニュアル

災害時の心得帳(仮)

だいじょうぶ！ 手だてはある！

(1)まず、自分自身のこと

氏名: _____

生年月日: _____ 血液型 Rh _____

自宅住所: 〒 _____

自宅電話: _____

会社 / 学校名: _____

会社 / 学校住所: 〒 _____

会社 / 学校電話: _____

(2)病気について

かかりつけの医師:

(病院名) _____

(医師氏名) _____

連絡先(TEL) _____

住所 _____

かかりつけの薬剤師:

(薬局名) _____

(薬剤師名) _____

連絡先(TEL) _____

住所 _____

その他(合併症など): _____

(3)処方薬(使っているくすり)

インスリン(会社名、薬品名、連絡先): _____

注射器・針(会社名、製品名、連絡先): _____

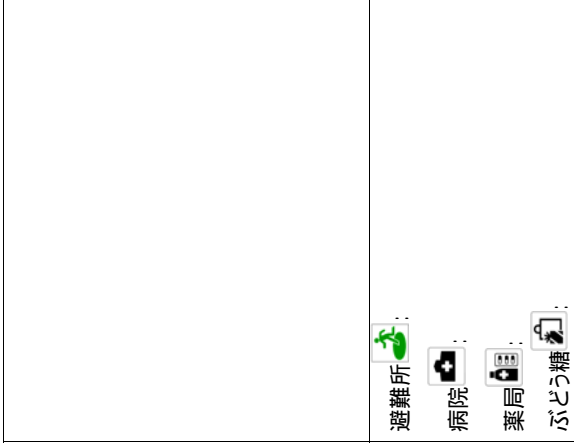
血糖測定器・電極(チップ)

(会社名、製品名、連絡先): _____

その他の薬(会社名、薬品名、連絡先) _____

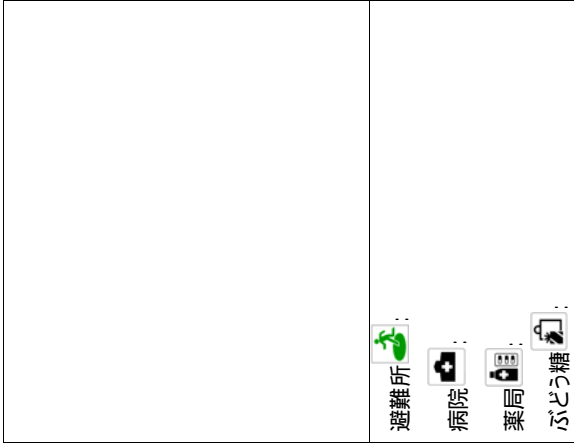
(4)自宅の周辺MAP

自宅の周辺地図



(5)職場・学校の周辺MAP

職場・学校の周辺地図



(6)非常持ち出し品リスト

- ☐ このマニュアル(首からさげる)
- ☐ 保険証
- ☐ お薬手帳・処方せん(コピー)
- ☐ インスリン
- ☐ 注射器・注射針
- ☐ 使用済み針入れ
- ☐ 血糖測定器、電極(チップ)
- ☐ 穿刺針、穿刺器
- ☐ 脱脂綿、アルコール
- ☐ ブドウ糖(砂糖等)、補食
- ☐ その他の薬
- ☐ その他: 一般用持ち出し品 (_____)

